

(ハ) サンジバル

日 本	3,609	40	3,692	48	3,942	54
和 蘭	914	14	1,964	31	1,812	30
英 國	300	7	573	14	845	19
印 度	171	3	314	6	214	4
其 他	122	4	207	2	188	6
計	5,116	68	6,730	101	7,001	113

附 ニヤサランド

Nyasaland

(1) 國 勢

國 體	英保護領
面 積	38千方哩 (我北海道面積ヨリ稍大)
人 口	162萬人
首 府	ゾンバ (Zomba)
貨 幣	英貨磅流通

(2) 對外貿易額 (單位 千磅)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	824	975	902
輸 入	715	794	717
出 超	109	181	185

(3) 主要國別輸出入額 (單位 千磅)

	昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日 本	225	—	207	—	162	—
英 本 國	381	883	293	835	292	744
英 屬 領 地	50	34	34	33	33	15
イ ラ ン	38	—	28	—	22	—
米 國	36	0.6	42	—	34	—
獨 逸	19	0.2	21	—	19	15
葡 領 東 阿	16	18	17	22	20	19
白 耳 義	14	9	—	8	—	3
其 他	15	30	75	4	64	10
計	794	975	717	902	646	806

(4) 主要輸入品 (單位 千磅)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
綿 製 布 品	192	174	143
食料品、煙 草	58	49	46
原 料 品	18	15	13
製品(機械、自動車、自 轉車、人絹布等)	491	414	383
其 他	35	37	35
計	794	717	646

(5) 主要輸出品 (單位 數量 千噸 / 價額 千磅)

	昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
煙 草	—	845	6,490	424	5,978	390
茶	—	—	3,936	326	3,440	257
棉 花	—	112	2,066	106	2,375	133
サイザル麻	—	—	879	13	418	未詳
其 他	—	18	—	33	—	26
計	—	975	—	902	—	806

(6) 對日貿易額 (單位 千磅)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
輸 入	225	207	162
輸 出	—	—	—

(7) 對日主要輸入品 (單位 千磅)

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
綿 布	150	119	143.8
シャツ及肌着類	11	10.6	8.3
小 間 物	5	3.5	3.1
人 絹 布	3	2	1.4
靴 類	3	1.8	1.9
綿 毛 布	2	1.5	1.6
其 他	51	68.6	2
計	225	207	162

(8) 綿布主要國別輸入額 (單位 數量 千碼 / 價額 千磅)

	昭和十二年		昭和十一年	
	數量	價額	數量	價額
日 本	10,114	150	9,774	119
英 國	673	18	716	18
獨 逸	91	2	13	2
印 度	87	1	未詳	未詳
其 他	62	2	204	4
計	11,027	173	10,707	143

モザンビツク

Mozambique

(1) 國 勢

國 體 葡萄牙領
 面 積 298千方哩 (本邦内地面積ノ約二倍)
 内直轄領 246千平方哩
 モザンビツク會社領 52千方哩
 人 口 490萬人 (1938年)
 首 府 ローレンス・マルケス (Lourenco Marques) 48千人
 主 要 港 Mozambique, Beira, Lourenco Marquer
 貨 幣 葡貨 エスクード (Escudo) 流通ス
 1 紙幣エスクード = 邦貨換算 ¥ 0.15
 (1939年10月中平均米貨換算相場 = 3.64仙)
 會社領ノ金エスクード = 最近邦貨換算 ¥ 4.57

(2) 本邦對モザンビツク貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	2,219	10,665	9,830	16,055
輸 入	11	379	235	477
出 超	2,208	10,286	9,595	15,578

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	3,002	2,785	3,920
綿メリヤスシャツ	771	783	824
人絹布	646	510	1,360
肩掛	560	477	719
陶磁器(食器)	399	314	415
ワイシャツ	379	173	275
毛織物	355	488	1,018
罐詰食料品(魚介類)	226	126	151
敷布	193	178	430
寢台覆	184	107	420
人絹糸	146	69	125
綿タオル	129	157	103
蒲團	124	160	131
其他	3,551	3,503	6,164
計	10,665	9,830	16,055

(4) 本邦主要輸入品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
石絨及同製品	209	210	227
鑽及金屬	157	—	247
其他	13	25	3
計	379	235	477

(5) 本邦綿布品種別輸出額 (單位 數量 千方碼 價額 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年	
生地	數量	358	2,569	1,561	3,080
	價額	56	349	246	604
晒	數量	112	512	579	503
	價額	31	124	136	152
加工	數量	1,140	10,718	8,914	10,876
	價額	370	2,530	2,401	3,164
計	數量	1,610	13,799	11,054	14,459
	價額	457	3,003	2,785	3,920

(6) 本邦綿布月別輸出高 (單位 千方碼)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
1月	653	1,157	810	794
2月	506	1,403	923	1,161
3月	451	1,043	1,043	1,158
4月	—	1,459	822	1,356
5月	—	1,240	573	1,446
6月	—	921	550	1,313
上半期計	—	7,223	4,721	7,228
7月	—	882	679	1,629
8月	—	1,019	628	858
9月	—	736	1,196	1,607
10月	—	1,347	1,162	754
11月	—	1,341	1,326	1,066
12月	—	1,250	1,342	1,317
下半年計	—	6,576	6,333	7,231
全年計	—	13,799	11,054	14,459

(7) 對外貿易額 (單位 百萬紙幣エスタード)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	
輸入	直轄領	367.6	333.6	295.0
	會社	122.6	99.2	44.0
	計	490.2	432.8	339.0
輸出	直轄領	218.7	286.9	253.0
	會社	58.5	78.4	37.4
	計	277.2	365.3	290.4
入超	直轄領	148.9	46.7	42.0
	會社	64.1	20.8	6.6
	計	214	67.5	48.6

(8) 主要國別輸出入額 (單位 百萬紙幣エスタード)

	昭和十三年		昭和十二年	
	輸入	輸出	輸入	輸出
日本	19.2	—	20.5	0.1
英國	112.7	3.4	81.1	7.8
葡本國	98.8	76.4	117.6	98.0
獨逸	45.7	6.8	33.9	13.8
南阿聯邦	38.0	9.5	48.2	70.4
米國	35.7	4.7	24.4	3.9
和蘭	12.9	41.2	7.3	33.8
其他	97.7	121.3	84.5	102.8
計	490.2	277.2	432.8	365.3

(9) 主要輸入品 (單位 百萬紙幣エスタード)

	昭和十三年			昭和十二年		
	直轄領	會社領	計	直轄領	會社領	計
綿布	50.0	3.1	53.1	71.8	4.2	76.0
綿製品	10.7	0.8	11.5	4.4	1.0	5.4
交織物及製品	3.7	0.8	4.5	2.7	0.1	2.8
絹及人絹	2.1	2.1	4.2	2.1	2.3	4.4
毛織物	2.6	1.0	3.6	1.4	0.3	1.7
食料品	86.1	21.0	107.1	76.5	16.2	92.7
機械器具	33.7	16.8	50.5	56.3	20.4	76.7
車輛及部分品	43.3	10.1	53.4			
其他ノ機械器具	1.6	0.4	2.0			
諸雜製品	77.1	35.5	112.6	57.6	26.2	83.8
美術及工業用原料	47.7	23.2	70.9	42.5	28.8	71.3
其他	9.0	7.8	16.8	18.0	—	18.0
計	367.6	122.6	490.2	333.6	99.2	432.8

(10) 主要輸出品 (單位 百萬紙幣エスタード)

	昭和十三年			昭和十二年		
	直轄領	會社領	計	直轄領	會社領	計
棉	26.0	2.3	28.3	189.9	19.3	209.3
サイザル	24.7	1.6	26.3			
サイザル	1.1	—	1.1			
落花	9.5	—	9.5			
カジュ	9.5	—	9.5			
コブ	26.4	—	26.4			
胡椒	1.4	—	1.4			
其他美術工業用原料	6.3	13.5	19.8			
砂糖	22.6	32.6	55.2			
オレンヂ	0.1	1.2	1.3			
其他食料品	4.6	2.1	6.7	31.5	44.6	76.1
紙同製品、書籍、繪畫	83.0	1.1	84.1	2.4	10.9	13.3
其他諸製品	2.5	1.1	3.6			
其他	1.0	2.9	4.0	63.1	3.6	66.6
計	218.7	58.5	277.2	286.9	78.4	365.3

(11) 對日貿易額 (單位 百萬紙幣エスタード)

	昭和十三年		昭和十二年	昭和十一年
	直轄領	會社領	計	計
輸入	13.5	5.7	19.2	14.4
	—	—	—	6.1
	—	—	—	5.3
輸出	—	—	—	17.1
	—	—	—	0.01
	—	—	—	0.05
計	—	—	—	0.13
計	—	—	—	0.18

(註) 輸出ノ殆ソド全部ヘ石絨、鐵及鐵屑ナリ

(12) 對日主要輸入品 (單位 千紙幣エスタード)

	昭和十三年			昭和十二年			昭和十一年			
	計	直轄領	會社領	計	直轄領	會社領	計	直轄領	會社領	計
綿布	3,494	7,328	921	8,249	5,055	842	5,897			
綿製品	3,185	363	627	990	2,914	896	3,810			
綿雜品		128	77	205	266	53	319			
絹人絹布	1,873	263	683	946	433	706	1,139			
絹製品		281	923	1,204	265	762	1,027			
陶磁器	733	436	104	540	315	137	452			
用材及木製品	345	140	338	478	223	20	243			
毛織物	292	139	106	245	162	98	260			
セメント	265	2	107	109	—	60	60			
セルロイド製品	200	273	14	287	178	10	188			
毛皮革製品	98	145	101	246	55	73	128			
機械器具	未詳	185	132	317	72	57	129			
金屬製品	未詳	661	309	970	511	242	753			
計	19,200	14,462	6,050	20,512	11,845	5,321	17,166			

ローデシア

Rhodesia

(1) 國 勢

	南ローデシア	北ローデシア	合 計
國 體	英 領	英 領	
面 積	150千平方哩	290千平方哩	440千平方哩(我本州ノ約4倍)
人 口	138萬人	138萬人	276萬人
首 府	サリスブルグ (Salisbury)	ルサカ (Lusaka)	
貨 幣	英 貨 磅		

(2) 本邦對英領ローデシア貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	83	993	643	697
輸 入	79	169	821	746
入 出 超	(+) 4	(+) 824	(-) 178	(-) 49

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿メリヤスシャツ	317	195	168
人 絹 布	46	27	40
フェルト製帽子及帽體	41	16	30
肩 掛	39	31	40
毛 織 物	31	19	26
綿 布	25	4	3
人絹シャツ	22	26	51
又 物	21	21	16
綿製シャツ	14	13	14
綿メリヤス申又	10	16	21
瑠 璃 鏡 器	3	14	8
其 他	424	261	280
計	993	643	697

(4) 本邦主要輸入品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
石絨及同製品	169	727	693
鑛及金屬	—	94	53
計	169	821	746

(5) 對外貿易額 (單位 千磅)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年	
輸入	南ローデシア	9,054	9,759	8,569
	北ローデシア	4,521	5,224	4,087
	計	13,575	14,983	12,656
輸出	南ローデシア	10,168	11,870	10,705
	北ローデシア	10,221	10,135	12,031
	計	20,389	22,005	22,736
再輸出	南ローデシア	1,696	—	1,274
	北ローデシア	—	—	—
	計	1,696	—	1,274
出超	南ローデシア	2,810	2,111	3,410
	北ローデシア	5,700	4,911	7,944
	計	8,510	2,961	11,354

(6) 主要國別輸出入額 (單位 千磅)

(A) 南ローデシア

	昭和十四年		昭和十三年		昭和十二年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日本	未詳	未詳	未詳	未詳	227	39
英本國	3,986	7,701	4,665	7,675	3,841	7,490
南阿聯邦	1,633	446	1,421	459	1,204	—
米國	851	304	843	378	816	563
加奈陀	375	未詳	372	未詳	342	162
北ローデシア	未詳	765	132	756	未詳	1,517
其他	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
計	9,054	10,168	9,759	11,876	8,569	10,705

(B) 北ローデシア

日本	24	28
英本國	1,473	6,197
南阿聯邦	716	351
南ローデシア	623	151
米國	475	125
加奈陀	98	未詳
其他	678	5,179
計	4,087	12,031

(7) 主要輸入品 (單位 千磅)

(A) 南ローデシア

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿布	528	485	528
食料品	746	712	568
鐵道材料	346	852	未詳
乗用自動車	323	347	210
衣類	276	296	279
電氣機械	265	393	247
鑛山用機械	257	286	未詳
貨物自動車	239	237	未詳
モーター油	193	188	246
其他	5,881	5,963	未詳
計	9,054	9,759	8,569

(B) 北ローデシア

綿布	—	—	200
鑛山用機械	—	—	510
電氣機械	—	—	247
爆發藥	—	—	190
石炭其他燃料	—	—	181
其他	—	—	2,759
計	—	—	4,087

(8) 主要輸出品 (單位 千磅)

(A) 南ローデシア

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
金塊	5,999	5,697	5,614
石絨	1,193	1,267	1,230
葉煙草	1,012	1,261	934
クロム鑛	275	516	673
石炭	216	252	248
肉類	151	159	226
皮類	143	119	213
其他	1,179	2,599	1,567
計	10,168	11,870	10,705

(B) 北ローデシア

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
銅	8,904	8,856	10,704
コバルト鑛	467	475	292
バナジウム鑛	287	281	157
亜鉛	188	91	378
木材	109	176	148
葉煙草	97	73	42
其他	169	183	310
計	10,221	10,135	12,031

(9) 對日貿易額 (單位 千磅)

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	
輸入	南ローデシア	227	326	336
	北ローデシア	24	68	7
	計	251	394	343
輸出	南ローデシア	39	50	51
	北ローデシア	28	—	—
	計	67	50	51
入出超	南ローデシア	(-) 188	(-) 276	(-) 285
	北ローデシア	(+) 4	(-) 68	(-) 7
	計	(-) 184	(-) 344	(-) 292

マダガスカル及リュニオン

Madagascar & Reunion

(1) 國勢

	マダガスカル	リュニオン
國體	佛領	佛領
面積	241千平方哩	1千平方哩
	合計 242千平方哩 (我本州ノ約3倍)	
人口	380萬人	21萬人
	合計 401萬人	
首府	アンタナーナリーボ Aatananarivo	セント・デニス St. Denis
主要港	Tamatave, Majunga Diego-Suary	Pointe-der-Galets, St. Pieue
貨幣	佛貨法	

(2) 本邦對マダガスカル及リュニオン島貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸出	5	34	79	306
輸入	153	332	477	388
入超	148	298	398	82

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
琺瑯鐵器	11	22	88
綿布	2	14	13
絹布	1	10	17
人絹布	—	3	3
帽子及帽體(フェルト製)	—	2	44
罐詰食料品(魚介類)	—	—	22
セメント	—	7	—
洋傘	—	3	10
其他	20	18	109
計	34	79	306

(4) 本邦主要輸入品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
石墨	216	301	148
雲母及同製品	43	116	30
植物性芳香揮發油	15	32	73
鑛及金屬	—	—	127
其他	58	28	10
計	332	477	388

(5) 對外貿易額 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	
輸入	マダガスカル	603	468	300
	リュニオン	264	193	138
	合計	867	661	438
輸出	マダガスカル	819	590	433
	リュニオン	206	197	132
	合計	1,025	787	565
入出超	マダガスカル	(+) 216	(+) 122	(+) 133
	リュニオン	(-) 58	(+) 4	(-) 6
	合計	(+) 158	(+) 126	(+) 127

(6) 主要國別輸出入額 (單位 百萬法)

(A) マダガスカル

	昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
佛國	460	648	344	458	235	354
其他	197	171	124	132	65	79
計	603	819	468	590	300	433

(B) リュニオン

	昭和十一年		昭和十年	
	輸入	輸出	輸入	輸出
佛本國	77	120	68	104
佛領植民地	38	5	34	3
其他	23	7	35	2
計	138	132	137	109

(7) 主要輸入品 (單位 百萬法)

(A) マダガスカル

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
綿布及綿製品	183.9	134.7	90.9
燃料油	41.8	26.2	16.2
機械	23.5	19.3	13.5
自動車	19.9	14.4	12.2
鐵及鋼	19.8	16.9	15.9
石炭	10.9	4.7	3.1
セメント	9.8	8.2	6.4
被服類	8.6	4.8	3.2
穀粉	8.4	6.7	3.2
其他	276.4	232.1	135.4
計	603.0	468.0	300.0

(B) リュニオン

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
綿布及綿製品	15.9	未詳	9.3
米	30.5	未詳	14.4
機 械	未詳	未詳	15.7
葡 萄 酒	未詳	未詳	5.9
藥 品	未詳	未詳	3.6
其 他	146.6	未詳	88.1
計	193.0	138.0	137.0

(8) 主要輸出品 (單位 百萬法)

(A) マダガスカル

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
珈 琲	261.4	119.1	135.1
ヴ ア ニ ラ	74.5	56.5	38.8
肉 罐 詰 類	58.5	53.8	35.9
皮 革	42.7	60.9	26.3
砂 糖	36.3	24.1	12.7
丁 香	36.3	22.0	16.4
マニオク澱粉	28.9	40.8	32.0
Rafia 織 維	28.9	34.3	24.4
雲 母	28.8	23.2	4.5
石 墨	17.8	15.4	9.6
其 他	204.9	139.9	97.3
計	819.0	590.0	433.0

(B) リュニオン

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
砂 糖	152.0	未詳	82.4
酒 精	13.1	未詳	13.9
其 他	31.9	未詳	12.7
計	197.0	132	109.0

南 阿 聯 邦

Union of South Africa

附 西南阿弗利加 (South West Africa)

(1) 國 勢

國 體	英 領
面 積	473千平方哩 (我本州ノ約5倍)
人 口	959萬人 (1936年)
首 府	プレトリア (Pretoria)
主 要 港	ケープ・タウン (Cape Town) ダーバン (Durban) イースト・ロンドン (East London) ポート・エリザベス (Port Elizabeth)
貨 幣	南阿磅 (1南阿磅=1英貨磅)

(2) 本邦對南阿聯邦貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	14,768	46,802	35,289	53,749
輸 入	5,980	9,485	7,810	88,852
入 出 超	(+) 8,787	(+) 37,317	(+) 27,479	(-) 35,103

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	10,645	7,124	10,214
毛 織 物	6,983	4,283	5,584
人 絹 布	4,255	3,474	7,168
靴 下	2,841	2,334	2,834
洋 服	1,726	912	583
綿 タ オ ル	1,272	985	871
陶 磁 器(食器)	1,170	887	1,093
肩 掛	1,130	752	1,053
敷 布	1,123	794	973
絹 布	1,069	1,453	3,530
金 屬 製 品	734	755	1,417
玩 具	599	637	1,066
木 材	489	512	1,230
自轉車及同部分品	260	257	655
其 他	12,506	10,130	15,478
計	46,802	35,289	53,749

(4) 本邦主要輸入品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
沒食子其他タンニン材料	3,309	1,806	1,673
羊 毛	1,598	4,266	82,763
阿仙藥其他タンニンエキス	1,185	488	1,229
石 絨 及 同 製 品	1,117	724	419
玉 蜀 黍	988	—	314
鑛 及 金 屬	596	134	1,131
其他鑛物及同製品	511	101	1
皮 類	114	45	-1,004
山羊毛、駱駝毛	—	60	49
貴 石	—	—	6
其 他	67	186	263
計	9,485	7,810	88,852

(5) 本邦綿布品種別輸出額 (單位 數量 千方碼 / 價額 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
生 地	數量 3,174	10,057	5,058	5,819
	價額 539	1,385	861	1,029
晒	數量 2,297	4,424	3,510	2,744
	價額 532	829	717	712
加 工	數量 8,533	29,854	17,601	24,248
	價額 3,054	8,432	5,546	8,473
計	數量 14,004	44,335	26,169	32,811
	價額 4,125	10,646	7,124	10,214

(6) 本邦綿布月別輸出高 (單位 千方碼)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
1 月	2,699	3,947	2,237	1,793
2 月	4,936	2,884	2,315	1,708
3 月	6,369	2,646	1,384	1,699
4 月	—	2,996	1,286	1,258
5 月	—	3,551	1,141	2,107
6 月	—	3,051	1,104	2,824
上半期計	—	19,075	9,467	11,389
7 月	—	2,582	1,646	3,346
8 月	—	3,314	1,309	2,768
9 月	—	2,527	1,935	3,721
10 月	—	5,167	2,184	4,347
11 月	—	4,723	4,136	3,833
12 月	—	6,949	5,492	3,407
下半年計	—	25,260	16,702	21,422
全 年 計	—	44,335	26,169	32,811

(7) 對外貿易額 (單位 千磅)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 入	26,457	91,341	95,882	103,382
輸 出	11,530	34,196	83,384	125,395
入 出 超	(-) 14,927	(-) 57,145	(-) 12,498	(+) 22,013

(8) 主要國別貿易額 (單位 千磅)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
日本	輸入 906 輸出 398	2,896 772	2,776 406	3,869 3,308
英國	輸入 11,505 輸出 4,364	37,973 12,197	37,203 58,791	43,996 98,002
英植民地	輸入 未詳 輸出 未詳	10,181 3,397	8,031 2,541	9,675 5,052
米國	輸入 5,500 輸出 1,191	17,450 2,544	16,535 754	20,224 1,339
獨逸	輸入 未詳 輸出 未詳	4,981 2,711	5,025 4,995	6,784 4,982
白耳義	輸入 629 輸出 512	2,188 1,351	1,829 1,565	3,122 2,322
伊太利	輸入 436 輸出 404	1,094 778	1,134 1,021	1,169 850
佛國	輸入 414 輸出 610	1,163 1,616	934 2,129	877 2,471
和蘭	輸入 307 輸出 209	1,523 767	1,450 453	1,298 1,293
其他	輸入 未詳 輸出 未詳	11,892 8,063	20,965 10,729	12,368 5,776
計	輸入 26,457 輸出 11,530	91,341 34,196	95,882 83,384	103,382 125,395

(9) 主要輸入品 (單位 千磅)

	昭和十四年三月迄	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
食料品	699	4,841	4,920	4,781
電氣機械及同材料品	1,183	4,211	5,499	5,207
綿布	1,513	3,991	3,650	4,472
自動車	701	3,014	3,307	4,807
自動車部分品	689	2,849	2,547	3,181
モーター油	733	2,682	2,204	2,234
機關	539	2,499	1,977	1,869
綿製品	未詳	2,163	1,927	2,332
毛織物	678	1,924	1,835	2,276
鑛山用機械	318	1,602	3,929	3,550
服飾品	394	1,366	1,385	1,582
農業用機械	263	1,354	1,359	1,460
家具	442	1,221	1,217	1,361
酒類	140	707	646	604
靴類	154	439	462	498
煙草	未詳	333	318	345
其他	未詳	56,145	58,700	62,823
計	26,457	91,341	95,882	103,382

(10) 主要輸出品 (單位 千磅)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
金	未詳	未詳	47,995	82,751
羊毛	3,681	7,256	9,017	12,646
砂糖	613	1,841	1,899	1,944
皮類	未詳	1,738	1,441	2,398
柑橘果實	未詳	1,668	1,373	2,056
ダイヤモンド(未加工)	548	1,064	1,499	2,255
バンカー・コール	未詳	923	1,172	1,079
ダイヤモンド(加工)	308	858	888	1,064
ワツトルパーク	191	691	453	425
石炭	110	578	491	407
アスベスト	134	514	422	428
バター	未詳	435	214	384
葡萄酒	未詳	394	655	588
アンゴラ羊毛	未詳	380	354	476
魚油	未詳	336	299	379
肉類	未詳	184	280	276
其他	未詳	未詳	13,932	15,839
計	11,530	34,196	83,384	125,395

(11) 對日貿易額 (單位 千磅)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸入	907	2,896	2,776	3,869
輸出	398	772	406	3,308
入超	509	2,124	2,370	561

(12) 對日主要輸入品 (單位 千磅)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	583	455	603
毛 織 物	370	300	412
人 絹 布	256	297	551
上 衣 類	206	229	238
陶 磁 器	85	89	101
家 具 用 布 帛	79	58	244
絹 布	54	86	205
玩 具	37	44	75
琺 瑯 鐵 器	27	39	40
帽 子	21	24	41
ベ ニ ヤ 板	18	19	47
木 材	15	17	30
靴 下	未詳	161	186
其 他	未詳	958	1,096
計	2,896	2,776	3,869

(13) 對日主要輸出品 (單位 千磅)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
羊 毛	417	221	3,028
ワツトルパーク	156	92	63
ワツトルエクストラクト	71	39	20
玉 蜀 黍	42	—	17
石 綿	34	31	35
牛 皮	6	2	43
アンゴラ羊毛	1	5	16
其 他	45	16	86
計	772	406	3,308

(14) 主要國別綿布輸入高 (單位 千碼)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
日 本	30,435	38,841	34,482
英 國	144,392	174,185	157,160
白 耳 義	2,422	3,012	2,925
米 國	2,151	1,570	657
伊 太 利	1,458	1,245	152
チエツコスロヴアキア	400	528	448
和 蘭	390	288	252
其 他	508	476	443
計	182,156	220,145	196,519

附 西南阿弗利加
South West Africa

(1) 國 勢

國 體	南阿聯邦委任統治
面 積	318千平方哩 (我内地面積ノ2倍)
人 口	14萬人 (1937年)
首 府	ウインドホツク (Windhoek)
主要港	Luderitz, Walvis Bay
貨 幣	南阿磅 1南阿磅=1英貨磅

(2) 對外貿易額 (單位 千磅)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 入	2,301	2,431	2,365
輸 出	3,396	3,540	3,668
出 超	1,095	1,109	1,303

(3) 主要國別輸出入額 (單位 千磅)

	昭和十二年		昭和十一年		昭和十年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日 本	3	0.02	2	2	2	—
英 本 國	119	1,989	96	1,720	69	1,159
南阿聯邦	1,576	641	1,260	647	1,040	801
獨 逸	349	576	313	544	192	327
米 國	109	23	76	25	39	21
白 耳 義	55	265	30	42	15	81
瑞 典	28	—	14	—	10	—
チェツコス ロヴァキア	11	—	8	—	10	—
其 他	115	174	93	104	51	104
計	2,365	3,668	1,892	3,084	1,428	2,493

(4) 主要輸入品 (單位 千磅)

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
金屬及製品	653	494	302
機械類、乗物類			
食 料 品	420	361	340
油蠟、ペイント	179	154	119
ワラス、樹脂類	126	103	80
皮革、ゴム及製品			
綿 布	99	92	74
煙 草	78	67	55
飲 料	48	39	39
下 着 類	43	36	29
毛 布	21	15	12
帽 子	13	11	9
メリヤス	12	11	10
其 他	673	509	360
計	2,365	1,892	1,428

(5) 主要輸出品 (單位 千磅)

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
カラクル、スキン	1,223	753	464
ダイヤモンド	917	895	588
動物、農畜物及食料品	911	1,044	1,102
卑 金 屬	507	278	244
其 他	110	114	95
計	3,668	3,084	2,493

(6) 對日貿易額 (單位 千磅)

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
輸 入	2,625	2,347	2,215
輸 出	23	2,242	—

(註) 輸出ハ總テ故及屑金屬ナリ

(7) 對日主要輸入品 (單位 千磅)

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
衣裳雜品	416	352	729
家具用織物	313	18	36
エナメル器	255	160	29
綿織物	180	573	741
寶石類	105	65	17
食料品	102	54	29
絹織物	97	206	145
其他	1,157	919	389
計	2,625	2,347	2,215

ア ン ゴ ラ

Angola

(1) 國 勢

國 體	葡萄牙領
面 積	488千平方哩 (本邦内地面積ノ3倍強)
人 口	348萬人 (1936年)
首 府	ロアンダ (S. Paulo de Loanda)
主要港	S. Paulo de Loanda, Benguela, Mossamedes, Lobito
貨 幣	アンゴラール (Angolare)
	1アンゴラール=1紙幣エスクード=¥ 0.15
	(1939年10月中平均米貨換算相場=3.64仙)

(2) 本邦對アンゴラ貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	143	1,060	1,027	1,985
輸 入	—	—	0.2	26
出 超	143	1,060	1,027	1,959

(註) 昭和十三年輸入全額へ鹽ナリ

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	1,003	917	1,847
人 絹 布	15	32	21
衣類及附屬品	15	25	36
其 他	27	53	81
計	1,060	1,027	1,985

(4) 本邦綿布品種別輸出額 (單位 數量 千方碼 / 價額 千圓)

	昭和十四年		昭和十三年		昭和十二年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
生地	820	129	577	104	3,516	681
晒	269	50	148	34	262	56
加工	4,028	824	3,745	779	5,015	1,110
計	5,117	1,003	4,470	917	8,793	1,847

(5) 本邦綿布月別輸出高 (單位 千方碼)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
1月	373	567	107
2月	442	445	182
3月	625	171	384
4月	399	430	1,450
5月	741	294	1,634
6月	344	264	1,014
上半期計	2,924	2,170	4,771
7月	657	245	957
8月	773	175	317
9月	309	200	432
10月	402	590	762
11月	52	385	735
12月	—	705	819
下半期計	2,193	2,300	4,023
全年計	5,117	4,470	8,793

(6) 對外貿易額 (單位 百萬アンゴラール)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
輸入	232	216	148
輸出	339	346	308
出超	107	130	160

(7) 主要國別輸出入貿易額 (單位 百萬アンゴラール)

	昭和十二年		昭和九年	
	輸入	輸出	輸入	輸出
日本	14.3	0.03	1.1	0.5
英國	98.2	194.3	92.1	134.1
美國	23.8	7.4	19.0	2.8
獨逸	18.4	未詳	未詳	未詳
白耳義	16.4	未詳	12.6	8.9
其他	13.8	104.3	12.5	119.9
計	30.7	40.0	81.7	27.8
	216.0	346.0	219.0	294.0

(8) 主要輸入品 (單位 百萬アンゴラール)

	昭和十三年
綿布	47
葡萄酒	17
ガソリン	8
鐵及鋼鐵及製品	7
自動車	8
寢床用綿布	6
麻布袋	6
其他	133
計	232

(9) 主要輸出品 (單位 百萬アンゴラール)

	昭和十三年	昭和九年
ダイヤモンド	100	63.7
玉蜀黍	69	49.5
砂糖	37	—
珈琲	36	40.8
棉花	15	4.9
乾魚	12	6.0
シザル麻	10	5.7
蠟	9	7.4
ココナツト	6	5.2
其他	45	110.9
計	339	294

(10) 對日貿易額 (單位 百萬アンゴラール)

	昭和十三年上半期	十二年	十一年	十年	九年
輸入	8,213	14,343	7,178	3,666	1,134
輸出	—	25	—	224	540

白領コンゴ

Belgian Congo

(1) 國 勢

國 體	白耳義領
面 積	902千平方哩 (我内地面積ノ約6倍)
人 口	1,024萬人 (1938年)
主 都	レオポールドビル (Leopoldville)
主要港	Banana, Matadi
貨 幣	コンゴ・フラン貨
	1 Congo France = $\frac{1}{5}$ = Belga = 邦貨換算約 ¥ 0.142
	1 英貨磅 = 119.6 Francs

(2) 本邦對白領コンゴ貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	3,501	8,593	6,927	16,474
輸 入	75	1,050	223	653
出 超	3,426	7,543	6,704	15,821

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	6,266	4,500	10,303
綿メリヤスシャツ	671	481	967
ワイシャツ	340	280	544
肩 掛	183	179	423
布帛製靴	163	136	492
綿製シャツ	120	207	555
人絹布	75	142	387
罐詰食料品(魚介類)	50	68	180
琺瑯鐵器	32	72	435
人絹シャツ	26	91	201
手 布	21	18	169
其 他	646	753	1,818
計	8,593	6,927	16,474

(4) 本邦主要輸入品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
棉 花	697	—	—
象 牙	122	91	406
アラビアゴム	—	—	8
其他ゴム及樹脂	225	125	237
其 他	6	7	2
計	1,050	223	653

(5) 本邦綿布品種別輸出高 (單位 數量 千平方碼 價額 千圓)

	昭和十四年		昭和十三年		昭和十二年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
生 地	9,871	1,161	3,436	489	8,720	1,408
晒	866	171	757	188	1,224	342
加 工	22,803	4,933	15,219	3,823	32,544	8,553
計	33,540	6,266	19,412	4,500	42,488	10,303

(6) 本邦綿布月別輸出高 (單位 千平方碼)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
1 月	959	1,221	3,480
2 月	1,606	3,830	2,726
3 月	4,952	2,489	1,317
4 月	1,155	1,776	3,875
5 月	4,273	616	2,330
6 月	1,656	1,127	4,421
上半期計	14,601	11,059	18,149
7 月	5,149	643	2,431
8 月	5,021	908	4,707
9 月	928	488	1,509
10 月	6,320	1,864	7,103
11 月	1,178	1,146	2,097
12 月	343	3,304	6,494
下半年計	18,939	8,353	24,340
全年計	33,540	19,412	42,489

(7) 對外貿易額 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
輸 入	1,023	1,137	725
輸 出	1,897	2,487	1,489
出 超	874	1,350	764

(8) 主要國別輸出入額 (單位 百萬法)

	昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日 本	120	0.6	160	—	132	—
白 耳 義	494	1,587	503	1,933	291	1,154
米 國	78	30	97	71	59	28
英 國	64	4	82	未詳	74	未詳
獨 逸	49	4	56	144	34	97
其 他	338	272	239	339	135	210
計	1,023	1,897	1,137	2,487	725	1,489

(9) 主要輸入品 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
機 械 類	177	170	89
綿布及綿製品	103	167	118
食 料 品	96	102	76
鑛油及ガソリン	40	53	35
船 舶 類	27	18	5
酒、酒精、ビール等	22	27	20
其 他	558	600	382
計	1,023	1,137	725

(10) 主要輸出品 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
銅 塊	511	828	310
金 塊	412	378	354
棉 花	219	253	194
錫 鑛 石	151	235	144
ダイヤモンド	126	143	104
椰子 油	122	183	103
椰子 實	95	144	92
珈 琲	88	67	42
樹 脂	34	31	28
象 牙	18	26	29
護 謨	9	11	4
其 他	112	188	85
計	1,897	2,487	1,489

(11) 對日貿易額 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
輸 入	120	160	132	68
輸 出	0.001	—	—	0.05

(12) 對日主要輸入品 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十一年
綿 布	56	83
絹 人 絹 布	3	4
リ ン ネ ル	18	16
メ リ ヤ ス	18	7
衣 類	未詳	6
ゴ ム 製 品	3	5
エ ナ メ ル 製 品	未詳	3
小 間 物	未詳	1
其 他	40	7
計	120	132

(13) 主要國別綿布輸入高 (單位 千キントル)

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
日 本	51.19	53.86	25.41
英 國	5.18	6.47	11.14
白 耳 義	4.89	4.27	3.88
印 度	0.18	0.05	0.06
獨 逸	0.15	0.08	0.05
其 他	5.85	3.75	2.47
計	67.44	68.48	43.01

赤道阿弗利加(佛領コンゴ)

French Equatorial Africa (French Congo)

(1) 國 勢

ガボン (Gabon)

國體 佛領 面積 93千平方哩 人口 41萬人
(我本州ト四國ト合シ
 タルモノニ略同ジ)

首府 リブルビル (Libreville)

モアイアン・コンゴ (Middle Congo)

國體 佛領 面積 166千平方哩 人口 75萬人
(本邦内地面積
 ヨリ稍大)

首府 ブラザビル (Brazzaville)

ウバンギ・シャリ (Ubangi Shari)

國體 佛領 面積 239千平方哩 人口 83萬人
(我本州面積
 ノ約2.5倍)

首府 バングイ (Banqui)

チャツド (Chad)

國體 佛領 面積 461千平方哩 人口 143萬人
(本邦内地面積
 ノ約3倍)

首府 フォート・ラミ (Fort Lamy)

合計 面積 959千平方哩 人口 342萬人

主要港 Poat Gentil, Libreville, Pointe Noire

貨幣 佛貨法流通ス

(2) 本邦對佛領赤道阿弗利加貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年
輸出	332	1,619	1,387
輸入	—	100	—

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年
綿 布	1,368	1,001
ワイシャツ	57	38
人絹シャツ	28	7
肩 掛	25	57
布 帛 製 靴	25	27
人 絹 布	21	21
金 屬 製 品	19	10
寢 台 覆	18	8
手 巾	5	8
綿メリヤスシャツ	3	75
綿 タ オ ル	1	8
綿 布 製 シャツ	—	16
其 他	74	111
計	1,619	1,387

(4) 本邦綿布品種別輸出高 (單位 數量 千方碼 價額 千圓)

	昭和十四年		昭和十三年	
	數量	價額	數量	價額
生 地	1,861	236	1,061	159
晒	664	120	233	47
加 工	4,788	1,012	3,356	795
計	7,313	1,368	4,650	1,001

(5) 對外貿易額 (單位 百萬法)

	昭和十二年		昭和十一年		昭和十年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
Middle Congo	未詳	未詳	104	20	85	13
Gabon	未詳	未詳	40	91	45	103
Ubangi Shari	未詳	未詳	23	34	27	46
Chad	未詳	未詳	11	17	11	12
計	240	257	178	162	168	174

(6) 主要輸出入品

主要輸入品 金屬製品、各種織物、石油、飲料
 主要輸出品 木材、纖維

佛 領 西 阿

French West Africa

(1) 國 勢

セネガル (Senegal)

國體 佛 領 面積 79千平方哩 人口 179萬人
 首府 Daker 主要港 Daker 貨幣 佛貨法

モーリタニア (Mouritania)

國體 佛 領 面積 323千平方哩 人口 37萬人
 首府 — 主要港 — 貨幣 佛貨法

スーダン (Sudan)

國體 佛 領 面積 591千平方哩 人口 363萬人
 首府 Bamako 主要港 — 貨幣 佛貨法

ギニア (Guinea)

國體 佛 領 面積 97千平方哩 人口 206萬人
 首府 Conakry 主要港 Conakry 貨幣 佛貨法

アイボリコースト (Ivory Cost)

國體 佛 領 面積 184千平方哩 人口 398萬人
 首府 Bingervill 主要港 Bossam 貨幣 佛貨法

ダホメ (Dahomey)

國體 佛 領 面積 43千平方哩 人口 129萬人
 首府 Porto Nova 主要港 Lome, Katonu 貨幣 佛貨法

ナイジェリア (Niger)

國體 佛 領 面積 499千平方哩 人口 181萬人
 首府 — 主要港 — 貨幣 佛貨法

計 面積 1,816千平方哩 人口 1,493萬人

(2) 本邦對佛領西阿貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
セネガール 輸出	30	359	369	3,158
輸入	—	74	1	24
ギニア 輸出	71	413	473	3,572
輸入	—	—	—	—
ダHOME 輸出	201	919	530	1,895
輸入	—	—	—	—
計 輸出	302	1,691	1,372	8,625
輸入	—	74	1	24

(3) 本邦對セネガール貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸出	30	395	369	3,158
輸入	—	74	1	24
出超	30	285	368	3,134

(4) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	112	109	126
布 帛 製 靴	66	42	424
賣 藥	59	18	—
鑛 及 金 屬	54	19	169
琺 瑯 鐵 器	11	3	116
陶磁器、硝子製品	10	25	254
人 絹 布	1	15	214
其 他	82	138	1,855
計	395	369	3,158

(5) 本邦主要輸入品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
鑛 及 金 屬	—	—	24
再 輸 入 品	74	1	—
計	74	1	24

(6) 本邦對ギニア貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	71	413	473	3,572
輸 入	—	—	—	—
出 超	71	413	473	3,572

(7) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	166	229	490
布 帛 製 靴	91	37	519
鑛 及 金 屬	25	14	510
琺 瑯 鐵 器	18	30	350
花 筵	15	12	62
綿メリヤスシャツ	12	12	65
罐詰食料品(魚介類)	6	9	47
綿製シャツ	5	7	51
肩 掛 傘	5	21	182
洋 傘 他	5	5	157
其 他	65	97	1,139
計	413	473	3,572

(8) 本邦對ダHOME貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	201	919	530	1,895
輸 入	—	—	—	—

(9) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	598	255	549
罐詰食料品(魚介類)	72	73	48
鑛 及 金 屬	29	6	112
雨 衣	11	4	15
布 帛 製 靴	10	9	36
花 筵	9	5	17
人 絹 布	7	5	32
肩 掛 傘	7	9	42
綿メリヤスシャツ	3	3	98
琺 瑯 鐵 器	8	2	240
其 他	165	125	706
計	919	530	1,895

(10) 佛領西阿對外貿易額 (單位 百萬法)

	昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
セネガール	641	593	945	722	539	504
ギニア	124	138	153	170	89	100
アイボリ、コースト	211	310	292	324	157	182
ダホメ	77	85	107	122	87	90
ナイゼリア	13	18	37	33	28	49
モーリタリア	—	—	1	2	2	1
計	1,066	1,144	1,535	1,373	902	926

(11) 佛領西阿主要國別輸出入額 (單位 百萬法)

	昭和十三年九月迄		昭和十二年		昭和十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日本	35	—	67	—	33	—
佛國	599	900	679	1,083	396	745
米國	73	47	94	60	50	28
英國	72	26	198	12	147	10
佛植民地	64	27	138	23	82	15
白耳義	34	17	81	19	42	10
其他	191	127	278	176	152	118
計	1,066	1,144	1,535	1,373	902	926

(12) 佛領西阿主要輸入品 (單位 百萬法)

	昭和十三年九月迄	昭和十二年	昭和十一年
綿布	220	331	222
金屬製品	75	72	42
自動車	38	43	32
衣類及ランジュリ	34	29	11
麻布	31	40	20
米	29	121	55
砂糖	26	40	24
人絹	11	12	5
家庭用品	6	22	11
綿メリヤス	5	6	4
綿製被布	4	6	3
綿糸布	3	19	13
絹布	0.8	2	1
其他	583	792	459
計	1,066	1,535	902

(13) 主要輸出品 (單位 百萬法)

	昭和十三年九月迄	昭和十二年	昭和十一年
落花生	524	614	491
カカオ	146	149	72
金	98	120	47
珈琲	63	52	33
棕櫚核	58	85	62
バナナ	44	53	41
棕櫚油	23	37	29
其他	188	263	151
計	1,144	1,373	926

(14) セネガール主要輸出入品 (單位 百萬法)

輸入品	輸出品	昭和十一年	昭和十年
綿製品	落花生(千噸)	610	378
食料品	海龜		
金屬製品	皮革		
石炭	落花生油		
	護膜(千噸)	3.5	4.8

(15) ギニア主要輸入品 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
綿織物	45.6	44.9	27.5
金屬製品	15.4	19.6	9.6
自動車	7.5	2.1	3.1
酒精	6.5	3.1	2.1
酒	3.6	1.8	2.4
其他	103.4	81.5	44.3
計	182.0	153.0	89.0

(16) ギニア主要輸出品 (単位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
金	75.5	60.9	40.4
バナナ	58.0	44.4	36.0
棕櫚實	20.9	18.3	7.9
オレンジ油	7.3	3.9	3.5
皮革	4.6	1.4	1.2
獸脂	2.4	1.6	1.4
其他	9.3	39.5	9.6
計	178	170	100

(17) アイボリ・コースト主要輸入品 (単位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
金屬製品	53.8	42.9	未詳
綿織物	51.4	46.8	未詳
自動車	21.5	15.1	未詳
酒精	18.9	13.9	未詳
酒	8.3	8	未詳
其他	156.2	165.3	未詳
計	310.0	292.0	157.0

(18) アイボリ・コースト主要輸出品 (単位 噸)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
家具材	65,683	81,909	未詳
ココア	52,724	48,064	未詳
コーヒー	14,076	10,079	未詳
棕櫚實	10,425	12,693	未詳
バナナ	12,272	8,614	未詳
計	155,180	161,359	—

(19) ダHOME主要輸入品 (単位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年
綿製品	15.5	未詳
金屬製品	8.5	未詳
其他	84.0	未詳
計	108.0	107.0

(20) ダHOME主要輸出品

	昭和十三年(千法)	昭和十二年(噸)	昭和十一年(噸)
棕櫚實	39,909	46,834	74,744
玉蜀黍	22,280	18,131	2,681
棕櫚油	15,583	14,817	24,956
乾魚及小蝦	15,500	1,527	293
棉花	5,774	1,031	947
Kariteノ實	未詳	7,057	5,387
落花生	未詳	—	3,972
其他	未詳	—	—
計	114,180	89,397	112,980

(21) スーダン主要輸出入品

輸入品 綿製品、食料品、自動車、酒精、建築材料、砂糖、鹽、ビール
 輸出品 落花生、牛、護謨、コバツク、皮革、棉花、羊毛、サイザル麻、樹脂

(22) 佛領西阿對日貿易額 (単位 百萬法)

	昭和十三年九月迄	昭和十二年	昭和十一年
輸入	35	67	33
輸出	—	—	—

(23) 佛領西阿向對日主要輸入品 (単位 千法)

	昭和十三年九月迄	昭和十二年	昭和十一年
人絹布	5,614	2,241	4,872
家庭用品	4,114	3,933	1,754
ゴム製品	4,074	13,138	6,787
綿布	4,046	8,956	10,548
衣類及ランジュリー	1,539	1,000	2,652
毛織物	1,170	2,374	606
硝子及クリスタル	1,028	2,752	844
金屬製品	484	1,749	778
綿製品	未詳	664	1,036
鉄、鋼及鐵	未詳	8,297	244
籠類	未詳	1,157	558
其他	12,680	21,161	2,343
計	34,749	67,422	33,002

(24) 佛領西阿主要國別綿布輸入高 (單位 千キントル)

	昭和十三年上半期	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
日本	1.7	5.1	12.7	10.4
佛國	30.1	64.6	62.6	49.6
英國	5.3	28.8	39.0	26.2
和蘭	0.4	1.2	1.9	1.7
其他	5.8	8.6	4.7	4.9
計	43.3	108.3	120.9	92.8

カメルーンズ

Cameroons

(1) 國 勢

國 體	佛蘭西委任統治
面 積	107千平方哩 (我本州ト九州トヲ合シテ面積ニ略等シ)
人 口	252萬人
首 府	ヤオウンデ (Yaounde) 2萬人
主要 港	Douala, Kiribi, Campo, Garoua
貨 幣	佛貨 法

(2) 本邦對カメルーンズ貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	596	2,837	1,637	5,662
輸 入	—	—	—	—

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	1,676	864	2,180
綿メリヤスシャツ	433	183	510
布 帛 製 靴	125	119	290
綿 タ オ ル	89	27	129
肩 掛	82	62	284
ワ イ シ ャ ツ	74	30	134
綿 製 シ ャ ツ	29	45	164
洋 傘	29	28	124
人 絹 布	22	16	277
琺 瑯 鐵 器	16	15	145
人 絹 シ ャ ツ	2	6	117
帽子及帽體(フェルト製)	2	7	203
革 靴	—	—	33
其 他	258	235	1,072
計	2,837	1,637	5,662

(4) 本邦綿布品種別輸出高 (單位 數量 千平方碼 / 價額 千圓)

	昭和十四年		昭和十三年		昭和十二年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
生地	2,102	309	1,330	259	1,210	261
晒	844	160	807	141	676	171
加工	6,045	1,207	2,306	464	6,633	1,748
計	8,991	1,676	4,443	864	8,519	2,180

(5) 對外貿易額 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
輸入	215	258	126
輸出	252	263	168
出超	37	5	42

(6) 主要國別輸出入比率

	昭和十年	
	輸入	輸出
日本	14	—
英國	28	3
佛國	20	52
米國	12	4
其他	26	41
計	100%	100%

(7) 主要輸出入品 (單位 百萬法)

昭和十年輸入		昭和十年輸出	
綿布	18.6	ココア	29.9
自動車	4.3	珈琲	20.2
酒類	3.0	椰子實	29.9
袋類	2.7	椰子油	7.5
下着類	2.6	落花生	7.4
メリヤス	2.4	其他	3.1
罐詰類	2.4	計	98.0
輕油	2.3		
其他	50.3		
計	88.6		

ナイジェリア

Nigeria

(1) 國勢

國體	英領
面積	373千平方哩 (本邦内地面積ノ2.5倍)
人口	2,000萬人 (1937年)
首府	ラゴス (Lagos)
主要港	Lagos, Port Harcourt, Calabor
貨幣	英貨 磅

(2) 本邦對ナイジェリア貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸出	606	2,955	4,084	14,683
輸入	0.5	55	13	29
出超	605.5	2,900	4,071	14,654

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	873	1,063	2,066
綿メリヤスシャツ	367	303	631
罐詰食料品(魚介類)	289	630	296
人 絹 布	240	528	804
綿 タ オ ル	89	66	330
布 帛 製 靴	80	116	720
蚊 帳	76	121	203
肩 掛	50	104	584
花 筵	41	43	360
毛 織 物	32	77	717
硝 子 鏡	28	13	116
腕 環	27	43	316
絹 布	20	81	201
自轉車及同部分品附屬品	15	21	319
洋 傘	14	54	233
ゴ ム 靴	11	32	181
陶磁器(食器)	9	10	658
琺 瑯 鐵 器	9	17	1,564
其 他	685	762	4,384
計	2,955	4,084	14,683

(4) 本邦主要輸入品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
鐵 及 金 屬	41	—	—
食 鹽	—	—	28
再 輸 入 品	13	13	1
其 他	1	—	—
計	55	13	29

(5) 本邦綿布品種別輸出額 (單位 數量 千方碼, 價額 千圓)

	昭和十五年三月迄		昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
	數量	價額			
生 地	130	28	1,583	1,951	1,514
加 工	276	51	636	765	792
計	206	61	2,540	2,219	5,719
	612	140	4,759	4,935	8,025
			873	1,063	2,066

(6) 對外貿易額 (單位 千磅)

	昭和十五年上半期	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 入	3,929	8,626	11,567	18,568
輸 出	5,232	14,151	14,391	19,576
出 超	1,303	5,525	2,824	1,008

(7) 主要國別輸出入額 (單位 千磅)

	昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日 本	379	1	917	3	484	—
英 國	7,648	9,585	11,902	8,676	8,131	6,835
獨 逸	755	1,662	1,358	3,305	946	3,406
米 國	694	673	948	2,356	592	1,122
印 度	583	—	823	—	608	—
其 他	1,508	2,470	2,620	5,236	1,904	4,194
計	11,567	14,391	18,568	19,576	12,665	15,557

(8) 主要輸入品 (單位 數量 千噸, 價額 千磅)

	昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
綿布(十萬方碼)	748	1,975	1,786	4,851	1,832	4,038
鐵鋼製品	—	774	—	910	—	744
機 械 類	—	507	—	581	—	146
魚 類	108	396	16	563	11.2	388
鹽	53	268	55	268	—	247
其 他	—	7,647	—	11,395	—	7,102
計	—	11,567	—	18,568	—	12,655

(9) 主要輸出品 (單位 數量 千噸 / 價額 千磅)

	昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
棕 櫚 核	317	2,168	343	3,648	386	3,637
コ コ ア	99	1,567	105	3,657	82	1,997
錫 鑛 石	10.6	1,435	15.2	2,628	12.2	1,763
落 花 生	183	1,306	331	4,058	218	2,847
棕 櫚 油	112	981	148	2,369	16.6	2,079
其 他	—	6,934	—	3,216	—	3,234
計	—	14,391	—	19,576	—	15,557

(10) 對日貿易額 (單位 千磅)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
輸 入	379	917	484
輸 出	1	3	—

(註) 輸出ハ昭和十三年ハ食鹽、昭和十二年ハ鐵ガ殆ンドナリ

(11) 對日主要輸入品 (單位 千磅)

	昭和十二年	昭和十一年
綿布及綿製品	134	54
瀬 戸 物	73	36
バケツ及ベンジン	71	20
帽 子 類	68	19
ゴム及ヅック靴	57	31
エナメル製品	46	58
人 絹 布	41	16
毛 製 品	40	7
肌 着 類	39	56
衣 類	33	25
絹 布	13	7
其 他	302	155
計	917	484

(12) 品種別主要國別綿布輸入額 (單位 百萬平方碼)

生 地	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年	昭和九年
	日 本	0.81	0.44	0.57
英 國	7.18	15.14	15.06	6.53
獨 逸	2.24	3.88	1.33	—
蘇 聯	—	0.02	0.52	2.72
其 他	13.15	12.61	0.63	0.04
計	23.38	32.09	18.11	12.38
晒				
日 本	0.47	0.57	0.86	5.91
英 國	47.29	52.99	30.27	13.67
蘇 聯	—	0.07	1.43	1.98
獨 逸	0.17	0.94	0.10	—
和 蘭	0.01	—	—	—
其 他	4.15	4.33	1.11	0.04
計	52.09	58.90	33.77	21.60
捺 染				
日 本	0.58	0.29	0.18	1.86
英 國	31.42	27.92	24.31	7.39
和 蘭	3.86	2.97	2.25	0.65
獨 逸	0.34	0.80	0.31	0.01
蘇 聯	0.13	0.13	0.04	0.46
其 他	1.21	1.57	0.53	0.12
計	37.54	33.68	27.62	10.49
反 染				
日 本	0.24	0.14	0.11	0.74
英 國	9.88	10.27	8.74	4.15
蘇 聯	—	0.02	0.69	1.13
獨 逸	0.23	0.03	0.03	0.01
和 蘭	—	0.01	0.01	—
其 他	1.34	3.57	1.03	0.14
計	11.69	14.04	10.61	6.17

糸	染				
日	本	1.15	0.29	0.47	4.31
英	國	22.12	20.27	15.76	6.00
印	度	9.94	9.92	6.78	2.10
獨	逸	1.89	3.93	1.09	0.01
蘇	聯	0.01	0.01	—	0.01
和	蘭	0.01	0.01	0.14	—
其	他	2.61	0.70	0.54	0.07
	計	37.73	35.13	24.78	12.50
綿布合計					
日	本	3.25	1.73	2.19	15.91
英	國	117.89	126.59	94.14	37.75
印	度	15.23	11.27	7.22	2.16
獨	逸	4.88	9.58	2.85	0.03
和	蘭	3.87	2.99	2.41	0.66
蘇	聯	0.14	0.26	2.69	6.29
其	他	17.17	21.42	3.39	0.34
	計	162.43	173.84	114.89	63.14

ゴールド・コースト

Gold Coast

(1) 國 勢

國 體	英 領
面 積	92千平方哩 (我本州面積=略等シ)
人 口	370萬人 (1937年)
首 都	アクラ (Accra)
主 要 港	Takoradi, Accra
貨 幣	英貨 磅

(2) 本邦對ゴールド・コースト貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	518	2,025	2,121	6,769
輸 入	3	2	46	975
出 超	509	2,023	2,075	5,794

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
罐詰食料品(魚介類)	579	508	514
綿 布	277	309	500
其他衣類及附屬品	261	169	1,064
花 筵	151	32	498
手 巾	116	141	162
布 帛 製 靴	58	43	341
漁 網	56	49	132
蚊 帳	54	54	107
肩 掛	53	221	300
人 絹 布	41	184	331
琺 瑯 鐵 器	22	5	212
洋 傘	17	13	95
綿ブランケット	16	10	337
綿メリヤスシャツ	13	8	146
帽子及帽體	12	11	191
絹 布	10	26	24
寢 台 覆	10	59	125
腕 環	8	6	108
毛 織 物	6	10	110
陶磁器(食器)	6	7	252
雨 衣	—	—	119
其 他	259	256	1,101
計	2,025	2,121	6,769

(4) 本邦主要輸入品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
コ コ ア	—	5	975
再 輸 入 品	2	41	—
其 他	—	—	—
計	2	46	975

(5) 本邦綿布品種別輸出額 (單位 數量 千方碼 / 價額 千圓)

	昭和十五年三月迄		昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
	數量	價額			
生 地	136	29	173	200	271
晒	58	10	738	742	848
加 工	173	55	468	569	1,163
計	367	94	1,379	1,511	2,282
			277	310	500

(6) 對外貿易額 (單位 千磅)

	昭和十五年上半期	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 入	3,939	10,626	10,380	19,228
輸 出	6,594	16,235	15,425	16,218
入 出 超	(+) 2,655	(+) 5,609	(+) 5,045	(-) 3,010

(7) 主要國別輸出入額 (單位 千磅)

	昭和十四年		昭和十三年		昭和十二年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日 本	未詳	未詳	282	未詳	503	未詳
英 國	7,200	12,320	6,649	11,559	12,594	7,669
米 國	715	1,931	769	1,348	1,362	3,638
獨 逸	未詳	未詳	454	793	1,088	2,292
和 蘭	未詳	未詳	162	597	560	862
其 他	未詳	未詳	2,064	未詳	3,121	1,757
計	10,626	16,225	10,380	15,425	19,228	16,218

(8) 主要輸入品 (單位 千磅)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	974	821	1,981
機 械 類	956	1,186	1,281
鋼 鐵 製 品	458	508	1,003
製 造 煙 草	264	279	356
衣 服 類	189	216	466
魚 類	182	219	290
人 絹 布	95	209	403
袋類(紙製ヲ除ク)	未詳	未詳	135
セメン ト	未詳	未詳	201
其 他	未詳	未詳	13,112
計	10,626	10,380	19,228

(9) 主要輸出品 (單位 千磅)

	昭和十四年		昭和十三年		昭和十二年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
金地金(千オンス)	793	6,178	678	4,842	558	3,911
ココア(千噸)	281	5,101	263	4,541	236	9,989
マンガン鑛(%)	336	790	324	908	527	1,025
ダイヤモンド (千カラット)	1,088	464	1,297	548	1,578	648
材木(千立方呎)	528	55	697	77	未詳	130
護謨(千封度)	1,519	33	1,195	29	1,069	33
ヨブラ(千噸)	1	6	1	9	1.4	23
椰子油(%)	—	5	1	10	8.5	104
其他	—	3,603	—	4,461	—	350
計	—	16,235	—	15,425	—	16,218

(10) 對日貿易額 (單位 千磅)

	昭和十三年上半期	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
輸入	172	503	305	231
輸出	—	—	—	—

(11) 對日主要輸入品 (單位 千磅)

	昭和十二年	昭和十一年
綿布、綿製品	87.3	61.8
シャツ靴下類	61.5	28.5
魚類罐詰	49.5	8.2
靴類	36.3	18.8
人絹	33.3	12.1
帽子類	33.0	19.7
硝子製品	23.8	7.5
鐵製品	23.0	18.6
バケツ、ベンジン	11.9	11.4
陶器	6.9	12.5
石鹼	6.1	1.0
毛製品	4.8	2.0
其他	125.6	102.9
計	503.3	305.0

(12) 品種別主要國別綿布輸入額

生地	(單位 百萬平方碼)		
	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
日本	0.19	0.26	0.21
英國	0.48	0.90	1.72
蘇聯	—	0.19	0.39
其他	1.24	3.96	0.48
計	1.91	5.31	2.80
晒			
日本	0.43	0.32	0.24
英國	4.94	6.17	3.58
蘇聯	—	0.08	0.94
其他	0.95	1.10	0.48
計	6.32	7.67	5.24
捺染			
日本	0.31	0.10	0.02
英國	28.68	27.72	31.19
和蘭	11.68	9.94	5.71
瑞西	1.26	0.57	0.31
獨逸	0.34	0.51	0.61
蘇聯	0.01	0.08	0.31
其他	1.40	0.74	0.95
計	43.68	39.66	39.10
反染			
日本	0.27	0.03	0.16
英國	7.29	7.41	7.38
蘇聯	—	—	0.58
其他	3.11	3.35	2.31
計	10.67	10.79	10.43

糸 染				
日	本	0.21	0.40	0.23
英	國	2.80	2.42	2.21
蘇	聯	—	—	0.03
其	他	1.56	1.15	0.57
計		4.57	3.97	3.04

綿布合計				
日	本	1.41	1.11	0.86
英	國	44.19	44.62	46.08
和	蘭	11.68	9.95	5.73
瑞	西	1.26	0.57	0.31
獨	逸	0.76	2.08	1.31
蘇	聯	0.01	0.35	2.25
其	他	7.85	8.72	4.08
計		67.16	67.40	60.62

リベリア Liberia

(1) 國 勢

國 體	立憲共和國
面 積	43千平方哩 (我本州ノ約2分ノ1)
人 口	100萬乃至150萬人
首 府	モンロヴィア (Monrovia)
主要港	Monrovia
貨 幣	弗—官廳勘定=用フ 英貨磅—商業上=用ヒラル

(2) 本邦對リベリア國貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	155	593	364	870
輸 入	—	—	—	—

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	333	157	194
綿メリヤスシャツ	44	40	99
陶 磁 器	24	—	80
綿 タ オ ル	22	5	19
人 絹 布	16	16	17
手 巾	9	15	40
珐 瑯 鐵 器	—	4	67
其 他	145	127	354
計	593	364	870

(4) 本邦綿布品種別輸出高 (單位 數量 千方碼 價額 千圓)

	昭和十四年		昭和十三年		昭和十二年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
生地	246	38	47	9	39	8
晒	218	37	235	45	195	39
加工	1,073	258	373	103	579	147
計	1,537	333	655	157	813	194

(5) 對外貿易額 (單位 千弗)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸入	2,003	2,242	1,958
輸出	2,714	1,937	1,991
入出超	(+) 711	(-) 305	(+) 33

(6) 主要國別輸出入額 (單位 千弗)

	昭和十四年		昭和十三年		昭和十二年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日本	128	未詳	184	未詳	未詳	未詳
米國	1,000	2,137	890	1,030	684	未詳
英國	334	126	480	95	692	未詳
獨逸	243	194	382	546	731	未詳
和蘭	168	114	142	140	319	未詳
其他	130	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳
計	2,003	2,714	2,242	1,937	1,958	1,991

(7) 主要輸入品 (單位 千弗)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
金屬製品	399	未詳	316
綿布及綿製品	318	未詳	403
機械	216	未詳	224
化學製品	152	未詳	126
石油	未詳	未詳	90
其他	未詳	未詳	799
計	2,003	2,242	1,958

(8) 主要輸出品 (單位 千弗)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
護謨	2,223	1,099	1,032
棕 櫚 實	142	444	346
ピアサバ纖維	99	176	182
珈 琲	65	192	149
コ コ ア	15	37	41
棕 櫚 油	未詳	18	43
其 他	未詳	8	198
計	2,714	1,937	1,991

シエラ・レオネ

Sierra Leone

(1) 國 勢

國 體	英 領
面 積	28千平方哩 (我本州ノ3分ノ1ヨリ稍小)
人 口	189萬人 (1935年推定)
首 府	フリータウン (Free Town)
主要港	Free Town
貨 幣	英貨 磅

(2) 本邦對シエラ・レオネ貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	70	152	123	379
輸 入	—	—	—	—

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	1	1	3
綿ブランケット	8	5	13
綿 タ オ ル	11	2	41
蒲 團	—	1	15
其他布帛及同製品	35	25	39
布 帛 製 靴	6	5	3
腕 環	—	2	31
其他衣服及同附屬品	38	45	90
罐詰食料品(魚介類)	7	3	9
陶 磁 器(食器)	—	3	14
珐 瑯 鐵 器	—	1	44
花 筵	—	3	31
其 他	46	27	46
計	152	123	379

(4) 對外貿易額 (單位 千磅)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸入	1,669	1,500	1,840
輸出	2,208	2,389	2,844
出超	539	889	1,004

(註) 輸出額=へ金及白金輸出額ヲ含マズ

(5) 主要國別輸出入額 (單位 千磅)

	昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
英國	1,076	566	1,034	956	825	650
印度		未詳		未詳		未詳
米國		未詳		未詳		未詳
獨逸		未詳		未詳		未詳
和蘭		未詳		未詳		未詳
其他		未詳		未詳		未詳
計		未詳	1,840	2,844	1,347	2,377

(6) 主要輸入品 (單位 千磅)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿製品(綿布ヲ含ム)	247	200	367
石炭	221	124	123
葉煙草	47	49	69
製造煙草	19	19	20
燈油	19	21	23
酒精	11	11	11
其他	1,103	1,076	1,227
計	1,669	1,500	1,840

(註) 1935年綿製品ノ中綿布へ297千磅ナリ

(7) 主要輸出品 (單位 千磅)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
鐵 鑛	650	646	326
ダイヤモンド	644	858	1,070
棕 櫚 核	461	457	884
金(未製品)	247	208	269
コーラナツト	44	30	60
ピアサバ纖維	39	40	44
生 姜	33	61	98
棕 櫚 油	13	16	42
其 他	77	73	51
計	2,208	2,389	2,844

佛領モロツコ

French Morocco

(1) 國 勢

國 體	佛 領
面 積	154千平方哩 (本邦内地面積ヨリ稍大)
人 口	6,298千人 (1936年)
首 府	カサブランカ (Casablanca) 人口 257千人
貨 幣	佛貨法ヲ法貨トス 1法=¥0.105

(昭和十六年七月中正金電信賣平均相場 F9.50=¥1.00)

(2) 本邦對佛領モロツコ貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	2,695	20,592	18,727	18,283
輸 入	—	782	611	1,518
出 超	2,695	19,810	18,116	16,765

(3) 本邦主要輸出品 (單位 數量 千方碼 / 價額 千圓)

		昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	數量	10,660	107,869	86,466	54,968
	價額	1,888	14,797	13,787	10,820
人 絹 布	數量	未詳	8,441	7,071	14,619
	價額	未詳	2,012	1,568	3,451
茶 (百斤)	數量	未詳	14,405	12,617	2,971
	價額	未詳	1,035	632	178
其 他	數量	—	—	—	—
	價額	807	2,748	2,740	3,834
計	數量	—	—	—	—
	價額	2,695	20,592	18,727	18,283

(4) 本邦主要輸入品 (單位 數量 萬斤, 價額 千圓)

	昭和十四年		昭和十三年		昭和十二年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
燐 鑛 石	4,217	777	2,896	577	6,128	1,485
其 他	—	5	—	34	—	33
計	—	782	—	611	—	1,518

(5) 對外貿易額 (單位 百萬法)

	昭和十四年上半期	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
輸 入	1,142	2,185	1,766	1,151
輸 出	891	1,512	1,144	781
入 超	251	673	622	370

(6) 主要輸入品 (單位 百萬法)

	昭和十四年上半期	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
砂 糖	170	280	169	109
綿 布	105	171	103	87
揮 發 油	60	135	112	79
茶	43	119	75	58
自 動 車	39	34	48	38
農業用機械トラクター	24	37	19	6
人 絹 布	21	46	46	37
其 他	680	1,363	1,194	737
計	1,142	2,185	1,766	1,151

(7) 主要輸出品 (單位 百萬法)

	昭和十四年上半期	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
燐 鑛 石	209	287	224	123
小 麥	74	195	70	70
効 生 果	63	59	49	28
魚 罐 詰	36	90	68	30
クランヴェジタル	30	52	49	28
大 麥	27	33	19	153
羊 毛	27	78	96	16
コバルト鑛	24	36	38	10
其 他	401	682	531	323
計	891	1,512	1,144	781

(8) 主要國別輸出入額 (單位 百萬法)

	昭和十四年		昭和十三年		昭和十二年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日 本	93	6	222	4	156	6
佛 國	462	372	733	676	558	537
米 國	85	17	116	28	121	28
白 耳 義	75	53	138	78	121	64
伊 太 利	47	62	80	136	47	86
支 那	42	0.1	117	0.2	79	0.5
和 蘭	38	60	66	54	56	39
英 國	26	71	56	105	51	90
獨 逸	26	32	43	56	47	41
其 他	—	—	614	375	530	252
計	1,142	891	2,185	1,512	1,766	1,144

(9) 對日貿易額 (單位 百萬法)

	昭和十四年上半期	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
輸 入	93	222	156	125
輸 出	6	4	6	3
入 超	87	218	150	122

(10) 對日主要輸入品 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
綿 布	156	96	72
人 絹 布	26	29	20
茶	5	1	未詳
其 他	35	30	33
計	222	156	125

(11) 對日主要輸出品 (單位 千法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
燐 鑛 石	4,003	5,619	2,715
其 他	291	85	44
計	4,294	5,704	2,759

(12) 綿布國別輸入高 (單位 キンタル)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
日 本	102,597	72,308	104,212
伊 太 利	20,309	10,678	9,436
フランス及アルゼリア	3,894	2,570	2,635
英 國	1,516	2,730	3,566
白 耳 義	1,321	1,426	1,451
英 領 印 度	1,187	992	305
其 他	3,127	2,900	4,413
計	133,951	93,604	126,018

西 領 モ ロ ッ コ

Spanish Morocco

(1) 國 勢

國 體	西班牙領
面 積	13千平方哩 (我臺灣ノ面積=略等シ)
人 口	79.5萬人 (1936年)
首 府	テツアン (Tetuan) 約 5萬人 (1936年)
主 要 港	Melilla, Tetuan, Cuta, Larche
貨 幣	西班牙貨 ペセタ (Peseta)
	1 Peseta = 約 ¥ 0.23
	(1939年11月中平均米貨換算相場 1ペセタ=9.98仙)

(2) 本邦對西領モロツコ貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	124	361	402	145
輸 入	—	—	—	4
出 超	124	361	402	141

(註) 輸入額へ再輸入品ナリ

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
綿 布	159	209	51	937
人 絹 布	60	20	19	164
綿 タ オ ル	21	47	6	24
着 物	19	9	15	25
綿 糸	16	4	3	22
綿メリヤスシャツ	10	17	—	54
綿メリヤス靴下	9	5	1	17
肩 掛	9	8	4	5
手 巾	8	14	1	13
毛 織 物	4	25	9	97
絹 布	3	5	4	20
其 他	43	39	32	180
計	361	402	145	1,558

(4) 本邦綿布品種別輸出額 (單位 數量 千方碼 / 價額 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
生 地	數量	—	8	83
	價額	—	1	17
晒	數量	757	935	1,069
	價額	119	129	150
加 工	數量	38	230	247
	價額	5	30	42
計	數量	795	1,173	1,399
	價額	124	160	209

(5) 對外貿易額 (單位 千ベセタ)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
輸 入	123,146	未詳	未詳	64,005
輸 出	71,143	未詳	未詳	26,178
入 超	52,003	未詳	未詳	37,827

(6) 主要國別輸出入額 (單位 千ベセタ)

	昭和十年		昭和九年		昭和八年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日 本	3,756	—	—	—	—	—
西 班 牙	19,991	22,376	16,952	14,676	24,326	13,568
白 耳 義	8,290	46	4,098	279	未詳	未詳
佛 國	6,312	13	10,599	2,470	19,385	—
英 國	5,172	40	5,554	2,747	未詳	未詳
米 國	4,896	—	5,325	—	未詳	未詳
其 他	15,588	3,703	14,175	3,779	32,308	463
計	64,005	26,178	56,703	23,951	76,019	14,031

(7) 主要輸入品 (單位 千ベセタ)

	昭和十年
精 糖	8,415
小 麥 粉	6,352
綿布及綿製品	4,927
鐵 鑛	4,626
葡 萄 酒	3,907
液 體 燃 料	2,848
自動車及部分品	2,490
茶	1,839
洗 濯 石 鹼	1,421
種 子 油	1,331
蠟 燭	1,078
其 他	24,771
計	64,005

(8) 主要輸出品 (單位 千ベセタ)

	昭和十年
鐵 鑛	4,265
牛 卵	1,562
卵	1,354
其 他	18,997
計	26,178

(9) 對日貿易額 (單位 千ペセタ)

	昭和十年	昭和九年	昭和八年
輸入	3,756	—	—
輸出	—	—	—

(10) 對日主要輸入品 (單位 千ペセタ)

	昭和十年
綿布及綿製品	3,137
人絹	244
其他ノ絹製品	80
機械類	50
天鵞絨	37
陶磁器	30
綠茶	17
其他	161
計	3,756

アルジェリア

Algeria

(1) 國勢

國體	佛領
面積	848千平方哩 (我内地面積ノ6倍弱)
人口	738萬人
首府	アルジェール (Algiers) 224千人
主要都市	Oran, Constantine, Ain Sefra, Chardaia, Tuggurt
貨幣	佛貨流通ス

(2) 本邦對アルジェリア貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸出	106	820	889	1,372
輸入	—	274	456	1,256
出超	106	546	433	116

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
綿布	363	382	754	659
茶	349	338	228	100
人絹布	55	31	192	107
陶磁器(食器)	24	69	37	82
肩掛	9	15	56	7
絹布	1	8	25	34
屑糸、眞綿玉糸	—	3	26	5
其他	19	43	54	79
計	820	889	1,372	1,073

(4) 本邦主要輸入品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
コルク樹皮	223	321	890	531
鐵及金屬	25	51	25	3
植物纖維	22	2	37	5
磷 礦 石	—	78	251	—
植物性芳香揮發油	—	1	40	53
其 他	4	3	13	6
計	274	456	1,256	598

(5) 本邦綿布品種別輸出額 (單位 數量 千方碼 價額 千圓)

	昭和十四年		昭和十三年		昭和十二年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
生 地	15	2	—	—	117	26
晒	1,383	186	1,308	207	2,226	452
加 工	1,021	175	932	175	1,286	276
計	2,419	363	2,240	382	3,629	754

(6) 本邦綿布月別輸出高 (單位 千方碼)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
1 月	67	16	131
2 月	93	112	94
3 月	295	291	183
4 月	177	104	277
5 月	311	244	379
6 月	368	374	495
上 半 期	1,310	1,141	1,560
7 月	460	395	549
8 月	564	130	377
9 月	57	229	362
10 月	—	196	519
11 月	—	71	142
12 月	28	78	119
下 半 期	1,109	1,099	2,069
全 年 計	2,419	2,240	3,629

(7) 對外貿易額 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
輸 入	4,667	4,083	3,234
輸 出	5,650	4,334	3,469
出 超	983	251	235

(8) 主要國別輸出入額 (單位 百萬法)

	昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日 本	未詳	未詳	6.5	6	3.4	2.6
佛 國	3,532	4,756	3,125	3,559	2,602	3,003
佛領モロツコ	未詳	未詳	199	40	162	30
佛領チュニス	未詳	未詳	75	75	34	87
英 國	未詳	未詳	69	241	52	123
米 國	未詳	未詳	64	75	36	37
獨 逸	未詳	未詳	35	94	21	39
其 他	1,135	895	509	244	324	147
計	4,667	5,650	4,083	4,334	3,234	3,469

(9) 主要輸出品 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
葡萄酒(樽入)	2,756	1,893	1,358
鐵 鑛 石	317	225	91
精 製 麥 粉	201	168	138
オリーブ油	192	74	63
羊	143	112	113
小 麥	127	259	332
馬 鈴 薯	103	66	75
其 他	1,811	1,537	1,299
計	5,650	4,334	3,469

(10) 主要輸入品 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
金 屬 製 品	450	396	281
綿 布	372	248	198
ジュート袋及其他織物	185	152	129
藥 品	185	165	102
車 輛	151	136	105
人 絹 布	104	52	74
ゴ ム 製 品	88	52	40
硝 子 及 陶 器	64	72	51
其 他	3,068	2,810	2,254
計	4,667	4,083	3,234

(11) 對日貿易額 (單位 千法)

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
輸入	6,539	3,407	2,259
輸出	6,151	2,682	1,977
入超	383	725	282

(12) 對日主要輸入品

	昭和十二年			昭和十一年		
	佛國經由	直接	計	佛國經由	直接	計
綿布(キントル)	2	—	2	1	4	5
絹布(疋)	1,914	831	2,745	3,963	1,828	5,791
絹糸(キントル)	37	—	37	14	—	14
人絹布(疋)	15,439	9,734	25,173	2,435	988	3,423
衣服類(〃)	543	716	1,259	466	155	621
石油殘滓(キントル)	—	2,200	2,200	—	—	—
陶磁器類(〃)	54	899	953	50	600	650
象牙、螺鈿、ベツコー、其他細工物(疋)	193	413	606	19	379	398
茶(キントル)	285	1,192	1,477	474	714	1,188

(13) 對日主要輸出品

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
海藻纖維(キントル)	2,527	370	773
コルク屑(噸)	50	20	1
コルク板(〃)	1,791	939	944
食用オリーブ油(キントル)	16	11	—
ヂエラニウム油(疋)	200	2,289	100
製造煙草(キントル)	24	8	13
葡萄酒(樽入)(箱)	282	83	5
葡萄酒(瓶詰)(〃)	3	2	1
葡萄液汁(〃)	5	7	5
鐵屑(キントル)	1,641	1,419	未詳

タンジール國際地帯

Tangier Internationalized Zone

(1) 國 勢

國 體	中立地帯
面 積	225方哩 (我淡路島ヨリ稍小)
人 口	約6萬人
貨 幣	モロツコ法及西班牙貨

(註) 本邦對タンジール貿易額ハ本邦對西領モロツコ貿易額ニ含マル

(2) 對外貿易額 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
輸入	95	80	68
輸出	11	8	9
入超	84	72	59

(3) 主要輸出入品

輸入品 綿織物、其他ノ織物、穀粉及穀類、砂糖、茶、珈琲、酒、煙

草、油、石鹼、蠟燭

輸出品 皮類、卵、魚肉類

(4) 通過貿易額 (單位 千磅)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
モロツコヨリ英國へ	759	941	571
英國ヨリモロツコへ	313	439	543
英國ヨリモロツコへ再輸出	20	33	24

チュニス

Tunis

(1) 國 勢

國 體 佛國保護領
面 積 48千平方哩 (我本州ノ2分ノ1ヨリ稍大)
人 口 2,608千人
首 府 チュニス (Tunis) 20萬人
主 要 港 チュニス、ラ・グーレット、ビゼルト、スース、スファクス
貨 幣 佛貨流通ス

(2) 本邦對チュニス貿易額 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	134	186	451
輸 入	433	907	1,562
入 超	299	721	1,111

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
茶	58	87	49
貝 釦	11	2	9
罐頭詰食料品(魚介類)	8	19	42
陶磁器(食器)	8	10	5
綿 布	3	—	—
電 球	2	5	10
玩 具	1	7	7
肩 掛	—	—	38
テーブルクロス	—	—	26
ワイシャツ	—	—	23
手 巾	—	2	17
綿布製シャツ	—	—	11
絹 布	—	1	8
其 他	43	53	206
計	134	186	451

(4) 本邦主要輸入品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
食 鹽	432	449	954
磷 礦 石	—	458	605
再 輸 入 品	—	—	3
計	432	907	1,562

(5) 對外貿易額 (單位 百萬法)

	昭和十四年上半期	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
輸 入	849	1,560	1,324	1,014
輸 出	752	1,353	1,141	841
入 超	97	207	183	173

(6) 主要國別輸出入額 (單位 百萬法)

	昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日 本	4	0.1	4	4	3	—
佛 國	967	757	793	653	631	396
英 國	63	153	46	156	28	67
米 國	56	70	53	29	34	13
伊 太 利	28	141	41	106	14	46
其 他	442	232	387	193	304	319
計	1,560	1,353	1,324	1,141	1,014	841

(7) 主要輸入品 (單位 數量 千キントル / 價額 百萬法)

	昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年	
	數量	價額	數量	價額	數量	價額
綿布(白及染色)	45	110	44	109	44	81
米(粉ヲ含ム)	534	66	300	31	78	7
精 糖	349	65	324	48	220	19
自 動 車	16	51	19	36	18	27
石 炭	210	50	193	41	205	23
落花生油	106	43	35	7	31	11
茶	21	42	18	26	15	14
其 他	—	1,133	—	1,026	—	832
計	—	1,560	—	1,324	—	1,014

(8) 主要輸出品 (單位 百萬法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
オリーブ油	308	133	84
麥 類	260	209	49
葡萄酒(樽入)	152	128	82
磷 礦 石	133	153	118
鐵 礦 石	107	74	27
其 他	393	444	481
計	1,353	1,141	841

(9) 對日貿易額 (單位 千法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
輸入	3,686	3,774	3,099
輸出	100	4,383	3
入出超	(-) 3,586	(+) 509	(-) 3,096

(10) 對日主要輸入品 (單位 千法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
下着類	782	684	562
茶	730	424	343
瀬戸物類 硝子及クリスタル	532	未詳	未詳
魚類罐詰	331	367	258
生糸	243	703	377
人絹布	167	—	3
玩具類	158	未詳	77
綿布	116	—	1
其他	627	1,596	1,478
計	3,686	3,774	3,099

(11) 對日主要輸出品 (單位 千法)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
磷 鑛 石	—	3,041	—
食 鹽	100	1,342	—
其 他	—	—	3
計	100	4,383	3

リ ビ ア

Libya (Tripoli)

(1) 國 勢

國 體	伊 領
面 積	685千平方哩 (我内地面積ノ約5倍)
人 口	85萬人
首 府	トリポリ (Tripoli) 98萬人
主要港	Tripoli, Benghazi
貨 幣	伊貨 リラ

(2) 本邦對リビア貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	19	399	90	1,751
輸 入	—	—	6	—

(註) 昭和十三年輸入へ全額「雲母及同製品」ナリ

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
綿 布	270	63	—
人 絹 糸	52	—	41
毛 織 物	8	—	—
綿 糸	6	—	4
着 物	—	3	16
藥	—	—	1,664
陶 磁 器(食器)	—	1	5
其 他	63	23	21
計	399	90	1,751

(4) 本邦綿布品種別輸出額 (單位 數量 千碼 / 價額 千圓)

	昭和十四年		昭和十三年	
	數量	價額	數量	價額
生地	476	66	225	33
晒	173	27	57	11
加工	918	177	85	19
計	1,567	270	367	63

(5) 對外貿易額 (單位 百萬リラ)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
輸入	882	623	623
輸出	109	122	108
入超	773	501	520

(6) 主要國別輸出入額 (單位 百萬リラ)

	昭和十二年	
	輸入	輸出
日本	13.4	—
伊太利	522.4	108.1
米國	11.9	—
獨逸	7.7	0.7
伊領東阿	—	5.1
希臘	—	2.2
其他	67.6	5.9
計	623.0	122.0

(7) 主要輸入品 (單位 百萬リラ)

	昭和十二年
小麥粉	51.4
自動車及部分品	49.1
セメント	24.8
砂糖	19.1
茶	17.2
機械	16.3
石油	15.3
鐵及鋼製品	11.8
木材	11.6
鐵及銅	9.7
其他	396.7
計	623.0

(8) 主要輸出品 (單位 百萬リラ)

	昭和十二年
羊毛	36.6
生皮	11.8
海綿	7.1
小麥	6.2
其他	60.3
計	122.0

(9) 對日貿易額 (單位 百萬リラ)

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
輸入	13.4	4.3	2.4
輸出	—	—	—

カナリー諸島

Canary Islands

(1) 國 勢

國 體 西班牙領
 面 積 2.8千方哩（我佐渡ノ約3倍）
 人 口 60萬人（1938年）
 主 要 港 Las palmak
 貨 幣 單位 西班牙貨 1金ペセタ=¥ 2.45
 （昭和十四年十一月中米貨換算相場 1金ペセタ=10仙）
 1ペセタ=¥ 0.47
 （備考）カナリー諸島へ西班牙本國ノ一部ヲナス

(2) 本邦對カナリー諸島貿易額（單位 千圓）

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	5	253	235	118
輸 入	—	—	—	2

（註）輸入品へ殆ンド再輸入品ナリ

(3) 本邦主要輸出品（單位 千圓）

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
人 絹 布	107	67	35
綿 布	43	52	20
着 物	18	20	14
絹 布	12	14	3
ワイシャツ	12	17	9
肩 掛	9	9	5
布 帛 製 靴	9	8	3
綿メリヤス靴下	7	4	2
綿メリヤスシャツ	6	11	5
手 巾	5	3	3
綿 タ オ ル	4	5	2
其 他	21	25	21
計	253	235	118

モーリシウス

Mauritius

(1) 國 勢

國 體 英 領

面 積 720平方哩 (我琉球諸島ノ面積ヨリ稍少)

人 口 41萬人 (1937年)

首 府 ポート・ルイス (Port Louis) 5.6萬人

貨 幣 單位 Mauritius Rupee (モーリシウスルーピー)

1 磅 = 13.75 モーリシウスルーピー

(2) 本邦對英領モーリシウス島貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年
輸 出	179	754	1,056	1,158
輸 入	2	—	—	99
出 超	177	754	1,056	1,059

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
綿 布	220	216	199	131
人 絹 布	206	248	410	237
毛 織 物	52	105	74	113
綿メリヤスシャツ	27	26	11	46
陶磁器(食器)	20	29	24	21
絹 布	16	13	21	58
鐵及金屬(全額鐵)	11	36	22	21
手 巾	10	18	6	14
サ リ ー	6	12	6	4
玩 具	2	11	19	12
琺瑯鐵器	1	12	28	14
罐詰食料品(魚介類)	—	9	45	23
樟 腦	—	20	8	4
其 他	183	301	285	341
計	754	1,056	1,158	1,039

(4) 本邦主要輸入品 (單位 千圓)

	昭和十四年	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
鐵及金屬(全額鐵)	—	—	93	158
再輸入品	—	—	6	34
計	—	—	99	192

(5) 對外貿易額 (單位 千磅)

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
輸 入	2,428	2,198	2,174
輸 出	2,691	2,385	2,084
入 出 超	(+) 263	(+) 187	(-) 90

(6) 主要國別輸出入額 (單位 %)

	昭和十年	
	輸 入	輸 出
日 本	3.4	未詳
英 國	30.3	81.3
印 度	36.8	未詳
加 奈 陀	未詳	11.5
濠洲及新西蘭	5.0	未詳
其 他	24.5	7.2
計	100.0	100.0
(單位 千磅)	2,174	2,084

(7) 主要輸入品 (單位 千磅)

	昭和十年
穀物製粉類	478
綿布及綿製品	183
化學肥料	127
油 類	81
米	73
自動車及部分品	72
黃 麻 製 品	71
小 麥 粉	63
鐵 鋼 製 品	60
衣 服 類	52
大 豆 油	52
機 械 及 設 備	42
絹及人絹製品	39
石 鹼	36
其 他	754
計	2,174

(8) 主要輸出品 (單位 千磅)

	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
砂糖	2,564	2,265	1,956
コブラ	25	17	16
アロー纖維	21	17	6
ラム酒	2	1	0.4
其他	79	85	106
計	2,691	2,385	2,084

(9) 主要國別綿布輸入高 (單位 百萬法)

	昭和十一年	昭和十年	昭和九年	昭和八年
日本	1.37	1.50	3.64	6.09
英國	4.44	5.50	2.34	3.25
印度	3.85	4.40	1.69	0.47
其他	0.01	0.03	0.08	0.08
計	9.67	11.43	7.75	9.89

葡領ギニア

Portuguese Guinea

(1) 國勢

國體	葡萄牙領
面積	14千平方哩 (我樺太面積=略同ジ)
人口	37萬人 (1936年)
首府	ボラマ (Bolama)
主要港	Bissan, Bolama, Cachen
貨幣	葡貨 エスクード 1 エスクード邦貨換算相場 ¥0.15

(2) 本邦對葡領ギニア貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年三月迄	昭和十四年
輸出	3	203
輸入	—	—
出超	3	203

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年
綿布	193
其他	10
計	203

(4) 本邦綿布品種別輸出高 (單位 數量 千方碼 / 價額 千圓)

	昭和十四年		昭和十四年上半年	
	數量	價額	數量	價額
生地	115	17	17	3
晒	323	46	158	21
加工	697	130	408	58
計	1,135	193	583	82

(5) 對外貿易額 (單位 千エスタード)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
輸入	29,399	36,642	33,314
輸出	32,031	38,535	38,920
出超	2,632	1,893	5,606

(6) 主要國別輸出入額 (單位 千エスタード)

	昭和十三年		昭和十二年		昭和十一年	
	輸入	輸出	輸入	輸出	輸入	輸出
日本	3,576	—	3,482	—	6,041	—
葡本國	9,589	19,455	7,690	30,823	10,422	27,322
米國	4,489	391	—	—	4,124	67
獨逸	3,181	2,083	—	—	1,991	3,419
英國	2,700	90	—	—	4,267	527
白耳義	1,333	64	—	—	1,836	82
ルクサンブルグ						
其他	4,531	9,948	25,470	7,712	4,633	7,503
計	29,399	32,031	36,642	38,535	33,314	38,920

(7) 主要輸入品 (單位 千エスタード)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年
綿布	6,459	不詳	10,802
食料品	4,670	不詳	1,632
機械、器具、什器	2,371	不詳	不詳
礦物性原料品	2,208	不詳	不詳
金屬製品	1,470	不詳	409
葉煙草	1,441	不詳	316
葡萄酒	1,348	不詳	1,948
自動車	1,045	不詳	62
綿糸	918	不詳	623
綿製品	809	不詳	1,219
ガソリン	801	不詳	37
其他	5,859	不詳	16,267
計	29,399	36,642	33,314

(8) 主要輸出品 (單位 千エスタード)

	昭和十一年
マンカラ(アフリカ産豆)	22,318
椰子實	10,630
米	2,359
獸皮	728
椰子油	597
蜂蜜	567
土人製品	451
護謨	61
其他	1,209
計	38,920

(9) 對日貿易額 (單位 千エスタード)

	昭和十三年	昭和十二年	昭和十一年	昭和十年
輸入	3,576	3,482	6,041	3,232
輸出	—	—	—	—

(10) 對日主要輸入品 (單位 千エスタード)

	昭和十一年	昭和十年
綿布	4,659	2,406
綿製品	432	338
毛布	22	3
絹布	不詳	131
布靴	不詳	141
日傘	不詳	71
鏡	不詳	22
其他	928	120
計	6,041	3,232

ケープ・ヴェルデ諸島

Cape Verde Islands

(1) 國 勢

國 體	葡萄牙領
主要島	St, Uicent 島
面 積	總合計 1.6千平方哩 (我琉球諸島ノ約2倍)
人 口	總合計 16萬人
首 府	プライア (Praia)
貨 幣	葡貨 紙幣「エスクード」
	1紙幣エスクード=邦貨換算約 ¥ 0.15
	(1939年10月中平均米貨換算相場=3.64仙)

(2) 本邦對ケープ・ヴェルデ諸島貿易額 (單位 千圓)

	昭和十五年 三 月 迄	昭和十四年	昭和十四年 下 半 期	昭和十四年 上 半 期
輸 出	1	251	115	136
輸 入	—	—	—	—
出 超	1	251	115	136

(3) 本邦主要輸出品 (單位 千圓)

	昭和十四年計	昭和十四年 下 半 期	昭和十四年 上 半 期
綿 布	213	103	110
人 絹 布	17	4	13
其 他	21	8	13
計	251	115	136

(4) 對外貿易額 (單位 千エスクード)

	昭和十一年	昭和十年
輸 入	63,583	51,013
輸 出	2,845	3,108
再 輸 出	351	377
入 超	60,387	47,528

(5) 主要國別輸入額 (單位 千エスクード)

	昭和十一年	昭和十年
日本	2,201	491
葡領植民地	35,386	22,473
英國	8,822	11,300
葡荷牙	5,611	6,334
英領植民地	2,819	731
米國	2,267	2,381
葡領植民地	2,006	3,298
和蘭	1,618	376
其他	2,853	3,629
計	63,583	51,013

(註) 日本ヨリハ主トシテ綿布、其他綿製品、人絹布等ガ葡本國ヲ經由シテ輸入サレルモノト推定サレル

(6) 主要輸入品 (單位 千エスクード)

	昭和十一年	昭和十年
燃油	37,638	22,395
石炭	5,983	6,010
綿布	4,716	4,324
砂糖	1,443	1,631
小麥粉	1,139	1,420
其他	12,664	15,233
計	63,583	51,013

(7) 主要輸出品 (單位 千エスクード)

	昭和十一年	昭和十年
採油用種子	774	744
罐詰魚肉	543	968
珈琲	413	108
鹽	261	268
皮革	141	206
鹽漬魚肉	110	200
其他	595	314
計	2,845	3,108

附 錄

(1) 西亞歐阿主要國面積、人口、貿易額、主要輸出品一覽表

國名	面積 千平方里	人口 千人	人口 密度 一人平方里	貿易額 單位 米國百萬金鎊		主要輸出品
				輸入	輸出	
英吉利	244	47,600	195	2,478	1,359	綿布、機械、石炭、化學製品、羊毛製品
愛爾自由國	69	2,936	43	119	69	家畜類、ビール、バター
佛蘭西	551	41,986	76	785	517	化學製品、鐵鋼、綿布、羊毛
獨逸	586	79,200	135	1,296	1,250	機械、鐵鋼、石炭、化學製品
伊太利	310	43,430	140	346	323	果實、綿布、人絹糸、自動車
瑞西	41	4,210	103	215	178	機械、時計、染料、綿製品
埃地利	88	7,009	80	獨逸 = 含ム		紙類、建築料、鐵製品
チエツコ・スロウアキア	140	15,239	109	172	209	鐵製品、綿糸布、硝子、毛糸
波蘭及ダンチツヒ	391	35,493	91	146	133	石炭、木材、肉類
白耳義、ルタセンブルグ	33	8,687	263	453	429	鐵鋼、寶石、羊毛、石炭
和蘭	33	8,727	264	460	337	織物類、礦物製品、バター
丁抹	43	3,793	88	209	198	肉類、牛酪、機械
蘇聯邦	21,176	170,400	80	159	148	石炭、木材、毛皮、石油
芬蘭	383	3,659	96	108	107	バルブ、木材、畜產品
ラトゲイア	66	1,995	30	26	26	木材、バター、亞麻
瑞典	449	6,310	141	309	274	バルブ、紙、金屬製品
諸威	323	2,921	9	171	112	卑金屬、紙、バルブ、食料品
葡荷牙	92	7,460	81	60	30	ブドウ酒、罐詰、コルク、油脂
西班牙	503	25,600	51	不詳		食料品、鑽石、木材、コルク
ジブラルタル	17/8s.m.	20		不詳		石炭
希臘	130	7,108	55	78	53	ブドー、油脂、礦物
土耳其	768	17,100	22	70	68	煙草、果實、羊毛、棉花
マルタ	0.3	269	897	10	1	馬鈴薯、玉葱、皮革
其他	176.7	29,348	17	449	427	
歐羅巴洲計	5,420 (ソ聯ヲ除ク)	400,100 (*)	74 (*)	7,960 (ソ聯西葡ヲ除ク)	6,100 (ソ聯西葡ヲ除ク)	

國名	面積 千平方尺	人口 千人	人口 密度 一人平方尺	貿易額 單位米國百萬金鎊		主要輸出品
				輸入	輸出	
埃及	1,000	16,380	16	105	85	棉花、燐鐵石、棗
英埃、スーダン	2,511	6,342	3	17	16	棉花、ゴム、ドムナツト、胡麻
エリトリア	231	1,000	4	52	4	珈琲、海鹽、眞珠
佛領ソマリ コースト	22	50	2	2	1	珈琲、皮革、棗
伊領ソマリランド	702	1,300	2	8	3	バナナ、棗、棉花、皮革
ケニヤ、ウガンダ 及タンガニーカ	1,795	12,369	7	29	32	棉花、珈琲、サイザル麻、砂糖
モザンビック	771	3,996	5	13	7	棉花、果實、落花生、サイザル
ローデシア	1,141	2,790	2	39	60	金、煙草、石綿、クローム、亞鉛
南ア聯邦	1,222	10,070	8	287	289	金、ダイヤモンド、羊毛、ワトルパーク
アンゴラ	1,254	3,260	3	6	9	ダイヤモンド、玉蜀黍、珈琲
白領コンゴ	2,356	10,329	4	21	52	銅、棉花、錫、椰子油
カメルーン	422	2,609	6	4	4	コ、ア、珈琲、椰子油、落花生
オイジリア	877	19,725	22	25	27	パーム核、落花生、コ、ア
ダホーミ	112	1,352	12	不詳		パーム核、棉花
ゴールド・ コースト	204	3,450	17	22	32	コ、ア、マンガン、ダイヤ モンド、金
リベリア	120	2,500	21	不詳		ゴム、パーム核、ピアサバ 纖維
シエラ・リオネ	78	1,970	25	4	7	ダイヤモンド、鐵礦、パ ーム核、コーラナツト
佛領ギニア	251	2,011	8	不詳		金、バナナ、パーム核
セネガール	201	1,698	8	不詳		落花生、海鹽、皮革
佛領モロッコ	399	6,500	16	37	26	燐鐵石、小麥、羊毛、効生 果
西領モロッコ	21	750	36	3	1	鐵礦、牛、卵
アルジェリア	2,205	7,490	3	84	95	ブドー酒、鐵礦石、麥粉、 オリーブ油、
チュニス	156	2,700	17	26	23	オリーブ油、麥、ブドー酒 燐鐵石、
リビア	1,760	870	0.5	不詳		羊毛、生皮、海綿
カナリー諸島	不詳	不詳		不詳		バナナ、魚貝類、馬鈴薯

國名	面積 千平方尺	人口 千人	人口 密度 一人平方尺	貿易額 單位米國百萬金鎊		主要輸出品
				輸入	輸出	
マダガスカル 及リユニオン	595	4,110	7	14	17	珈琲、ヴァニラ、肉類詰
モーリシウス	2	416	208	7	8	砂糖、コブラ、アロー纖維
エチオピア	900	5,500	6	不詳		生皮、珈琲、野菜
伊領赤道アフリカ	2,487	3,500	1	5	4	木材、纖維
ケープ・ グエルデ諸島	4	170	43	不詳		採油用種子、魚鱈詰、珈琲
葡領ギニア	36	420	12	不詳		豆、椰子實、米、獸皮
其他	6,484	19,873	3	80	58	
阿弗利加洲計	30,330	155,500	5	891	860	
イラン	1,643	15,000	9	50	83	石油、棉花、羊毛、ゴム、果 實
イラク	302	3,700	12	27	11	デーツ、穀類、羊毛、皮革
シリア	197	3,600	18	24	10	オリーブ油、棉花、羊毛、 大麥
パレスタイン	26	1,435	55	41	17	柑橘類、獸皮
アラビア	2,600	7,000	3	不詳		粟、小麥、大麥、毛皮、羊毛
バーレン諸島	1	120	120	不詳		眞珠、石油
アデン	4	65	16	15	8	棗、葉巻煙草
サイプラス	9	377	42	6	7	黄鐵礦、蝗豆、馬鈴薯、石 綿
緬甸		81,736				
英領印度						
西亞地方計	4,782	63,028	7	163	136	

(註) 西亞地方ノ合計ハ上掲諸國ノミノ合計ナリ

人口ハ1938年末現在、貿易額ハ1938年度(國際聯盟ノStatistical year Bookニ
依ル)

品目	歐羅巴洲		名及弗利加		高西	
	歐羅巴洲	巴洲	及弗利加	生利加	產	高西
アンチモニー鑛 (1938年) (單位噸)	ユーゴスラビア チエコスロヴァキア イタリヤ オーストリア ボスニア 合計	3,670 1,245 925 580 不詳 6,421	佛領モロッコ アルゼンチン 西領モロッコ 南領モロッコ 合計	262 150 81 90 583		
ヴァナジウム鑛 (1939年) (單位噸)			西南アフリカ 南アフリカ 合計	515 389 904		
モリブデン鑛 (1938年) (單位噸)	諸土 合計	462 37 499	佛領モロッコ 合計	100 100		
マンガン鑛 (1937年) (單位千噸)	ソ連 獨逸 オーストリア 其他 合計	1,250.0 208.7 41.8 47.5 1,553.0	南アフリカ ゴールドコースト 北アフリカ 合計	238.6 280.0 136.2 654.8		

黄鐵鑛 (1937年) (單位千噸)	西班牙 威利 聯(1935年) ル 逸 其他 合計	2,300 1,048 915 619 604 424 508 6,418	アルジェリア(1938年) 南アフリカ 南アフリカ 其他 合計	45 58 103 776	
過燐酸鹽 (1936年) (單位千噸)	大 蘭 伊 佛 國 其他 合計	1,366 1,256 1,181 750 3,183 7,736	南アフリカ 其他 合計	140 79 219	
鑛石 (1936年) (單位千噸)	聯 其他 合計	3,750 103 3,853	チエコスロヴァキア(1938年) 佛領モロッコ(1938年) 其他 合計	2,034 1,447 1,049 4,530	
水銀 (1938年) (單位噸)	大 班 牙 其他 合計	2,301 1,450 29 3,880	チエコスロヴァキア 其他 合計	9 7 16	
金 (1938年) (單位噸)	瑞 典 馬 其他 合計	145,300 7,282 5,004	南アフリカ 南アフリカ ゴールドコースト 其他 合計	378,262 25,321 20,993 619	

品目	歐羅巴洲		名及弗利加		高西亞	
	ソ	耳	領	及	イ	ン
油脂資源	19,000	7,600	東	7,600	ラ	840
棉	1,345	1,527	領	1,527	リ	176
(單位千キントナル)	317	1,020	ス	1,020	ラ	62
	226	1,333	コ			
	112		ン			
			フ			
			リ			
			ア			
			ゼ			
			リ			
			ラ			
			ド			
			ト			
			邦			
			計	11,480	合	計
	21,000					1,078
落花生			佛	7,670		
(單位千キントナル)			領	2,590		
			西	481		
			ア	315		
			ア	182		
			タ	157		
			及	150		
			邦			
			ス			
			カ			
			ラ			
			一			
			ル			
			ア			
			ニ			
			ド			
			計	1,756		
			合			
			計			
			合	13,300		

品目	歐羅巴洲		名及弗利加		高西亞	
	ソ	耳	領	及	イ	ン
亞麻子	7,500	56	佛	56	サ	イ
(單位千キントナル)	684	54	領	54	イ	ア
	295		エ		ラ	ス
	228		チ			
	1,093		其			
	9,800		合	110		
棕櫚油			合			
(單位千キントナル)			ナ	1,104		
			白	703		
			佛	137		
			カ	89		
			佛			
			領	151		
			赤			
			道			
			ア			
			ラ			
			リ			
			オ			
			ニ			
			ス			
			ト			
			計	2,194		
			合			
			チ	250		
			佛			
			ア			
			リ			
			其			
			合	500		
			計			
			合			
			シ			
			バ			
			レ			
			イ			
			ア			
			ラ			
			ア			
			ニ			
			ス			
			コ			
			ア			
			他			
			計	234		
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計	10,369		
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計	4,116		
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ			
			ン			
			ク			
			計			
			合			
			イ			
			ラ			
			ラ</			

品目	歐羅巴洲		名及生利加		高西		
	歐羅巴洲	名及生利加	高西	名及生利加	高西	名及生利加	
麥酒 (1938年千噸) (單位千噸)	獨逸 45,560 英 40,382 ソ 8,750 オ 3,372 愛 2,355 瑞 38,081 其 計 138,500	南阿 398 モ 238 埃 238 チ 238 白 238 モ 238	南阿 398 モ 238 埃 238 チ 238 白 238 モ 238	南阿 398 モ 238 埃 238 チ 238 白 238 モ 238	南阿 398 モ 238 埃 238 チ 238 白 238 モ 238	南阿 398 モ 238 埃 238 チ 238 白 238 モ 238	南阿 398 モ 238 埃 238 チ 238 白 238 モ 238
ポタージュ (1937年千噸) (單位千噸)	獨逸 1,958 佛 499 ソ 235 ボ 100 合 2,802	南阿 18,608 佛 1,044 白 519 モ 519	南阿 18,608 佛 1,044 白 519 モ 519	南阿 18,608 佛 1,044 白 519 モ 519	南阿 18,608 佛 1,044 白 519 モ 519	南阿 18,608 佛 1,044 白 519 モ 519	
燃料資源 炭 (1938年千噸) (單位千噸)	英 230,658 獨 186,179 ソ 132,888 佛 46,500 ポ 38,104 白 29,585 和 38,974 チ 計 702,888 其 計	南阿 18,608 佛 1,044 白 519 モ 519	南阿 18,608 佛 1,044 白 519 モ 519	南阿 18,608 佛 1,044 白 519 モ 519	南阿 18,608 佛 1,044 白 519 モ 519	南阿 18,608 佛 1,044 白 519 モ 519	

品目	歐羅巴洲		名及生利加		高西	
	歐羅巴洲	名及生利加	高西	名及生利加	高西	名及生利加
肥料資源 コ (1939年千噸) (單位千噸)	獨逸 15,600 英 7,900 ソ 5,695 伊 4,587 白 2,911 ボ 14,502 其 計 51,196	南阿 349 佛 107 白 124 モ 580	南阿 349 佛 107 白 124 モ 580	南阿 349 佛 107 白 124 モ 580	南阿 349 佛 107 白 124 モ 580	南阿 349 佛 107 白 124 モ 580
建築資源 セ (1938年千噸) (單位千噸)	獨逸 112.0 英 30.2 ソ 26.8 伊 25.5 白 13.9 ボ 11.6 其 計 220.0	南阿 878 佛 376 白 348 モ 1,600	南阿 878 佛 376 白 348 モ 1,600	南阿 878 佛 376 白 348 モ 1,600	南阿 878 佛 376 白 348 モ 1,600	南阿 878 佛 376 白 348 モ 1,600
木材 (1935年百萬噸) (單位百萬噸)	獨逸 30.2 英 26.8 ソ 25.5 伊 13.9 白 11.6 ボ 計 220.0	南阿 878 佛 376 白 348 モ 1,600	南阿 878 佛 376 白 348 モ 1,600	南阿 878 佛 376 白 348 モ 1,600	南阿 878 佛 376 白 348 モ 1,600	南阿 878 佛 376 白 348 モ 1,600

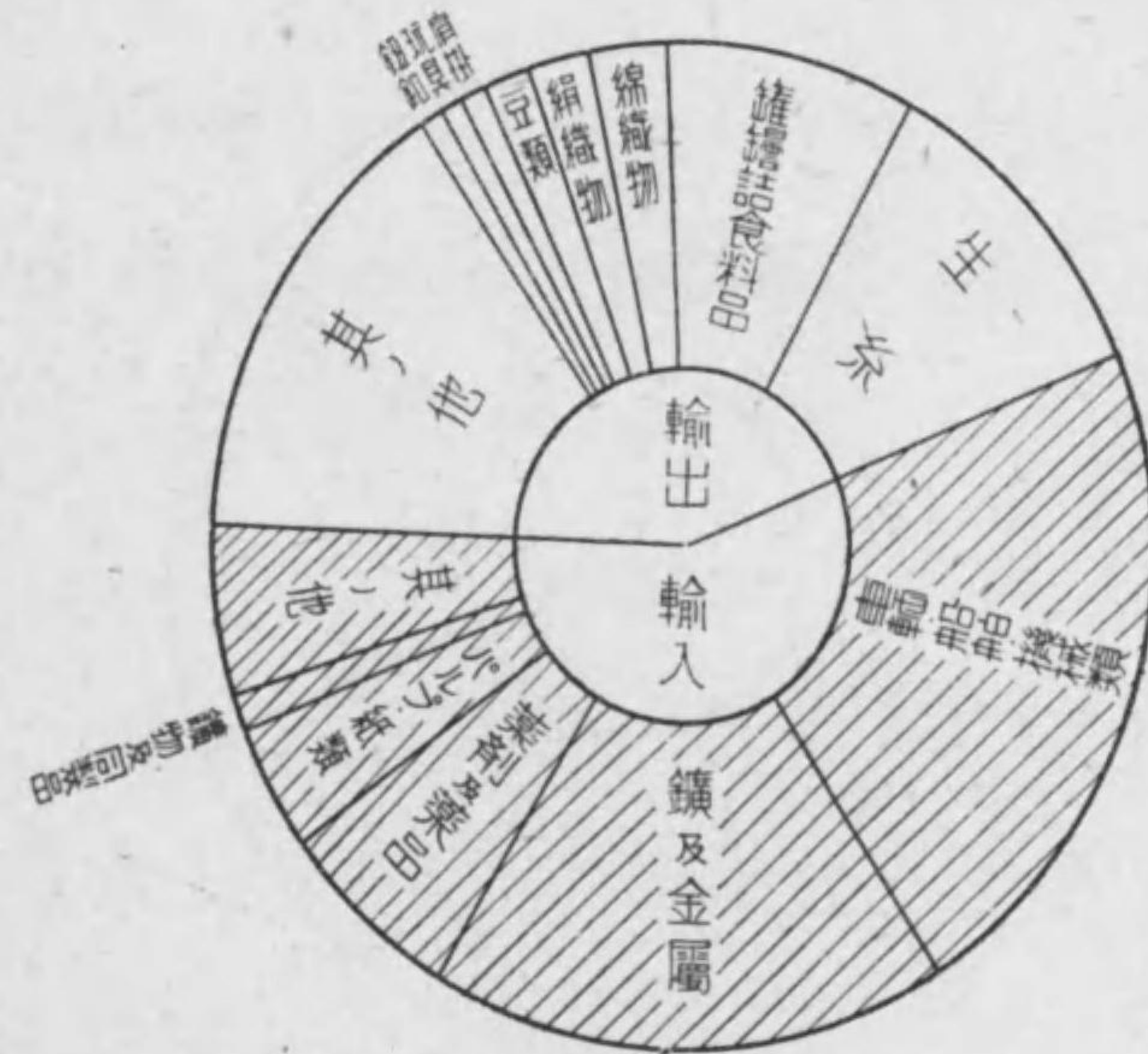
品目	歐羅巴洲		名及弗利加		高西亞	
	國	洲	名	及弗利加	高西亞	
藥品類 アール (1937年千噸) (單位千噸)	ソ	7,625	アルジェリア	407		
	獨逸	3,659	南アフリカ	214		
佛蘭	3,556	南アフリカ	44			
英	2,211	南アフリカ				
チエ	1,005	南アフリカ				
伊	918	南アフリカ				
ボ	778	南アフリカ				
其	2,593	南アフリカ				
合	22,345	南アフリカ	合計	665		
スルフォン酸 (1937年千噸) (單位千噸)	獨逸	2,050	白領	11		
	ソ	1,208	領			
佛	1,180	領				
伊	1,094	領				
英	1,053	領				
其	455	領				
合	7,050	領	合計	11		
護 (1938年千噸) (單位千噸)	伊	2,000	アルジェリア	134	140	
	ソ	1,800	ローデシア	115	31	
其	830	南アフリカ	132			
合	4,630	南アフリカ	合計	171		
煙草 (1938年千噸) (單位千噸)	ソ	2,760	アルジェリア	134	159	
	土	532	ローデシア	115		
希	481	南アフリカ	132			
合	3,773	南アフリカ	合計	159		

裝飾品類 ダイヤモンド (1931年千カラット) (單位萬カラット)	伊	421	サハラ	259	107
	獨逸	335	ガンボ		
佛	332	佛領赤道			
其	1,929	佛領赤道			
合	6,790	佛領赤道	合計	700	266
眞珠	伊		白領	350	
	獨逸		南アフリカ	220	
象牙	佛		南アフリカ	不詳	
	其		南アフリカ	不詳	
獸皮類	伊		白領	不詳	不詳
	獨逸		南アフリカ	不詳	不詳
コルク	佛		白領	不詳	不詳
	其		南アフリカ	不詳	不詳

品目	歐羅巴洲		及非洲		生利加		西高		亞
	國	洲	名	及	生	利	加	產	
果實類			伊領 佛領 莫領	マ リ ラ ン ド ア ク			不詳	不詳	
果物			モ ア	ザ ル ビ エ ク ア			不詳	イ バ レ ス ク ア イ ン	不詳
菓子			リ 北	ア リ カ			不詳		

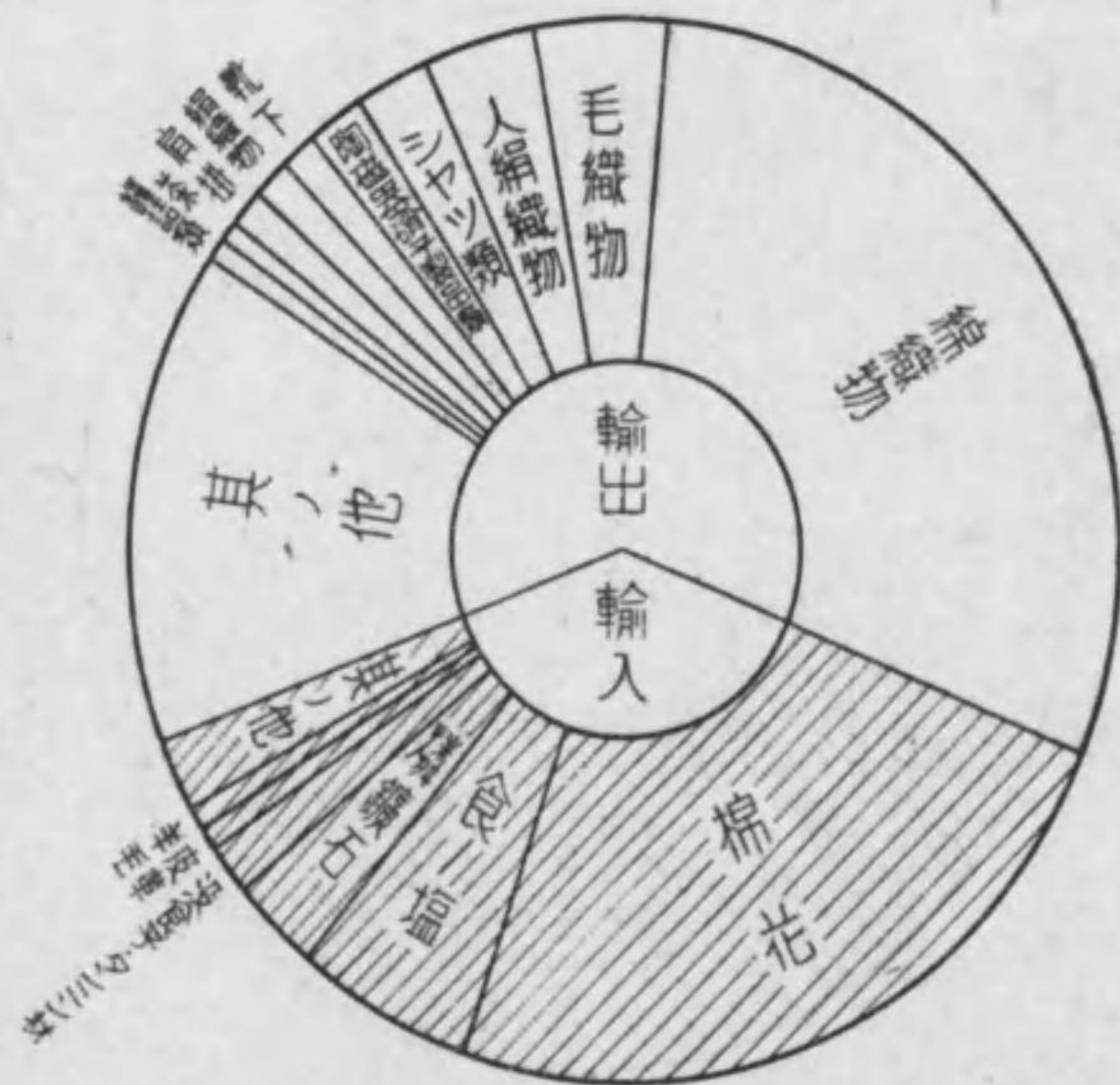
本邦對歐羅巴洲重要貿易品
(昭和十四年)

輸出總額 238,256 (單位 千圓)		輸入總額 309,935 (單位 千圓)	
生 糸	58,204 (25%)	車輛、船舶、 機械類	122,379 (39%)
罐詰食品	48,404 (20%)	鑛及金屬	95,503 (31%)
綿織物	14,528 (6%)	藥材及藥品	34,693 (11%)
絹織物	12,729 (5%)	パルプ、紙類	20,995 (7%)
豆類	6,564 (3%)	鑛物及同製品	5,589 (2%)
肩掛	5,006 (2%)	其 他	30,776 (10%)
玩具	4,512 (2%)		
鈕釦	4,362 (2%)		
其他	83,947 (35%)		



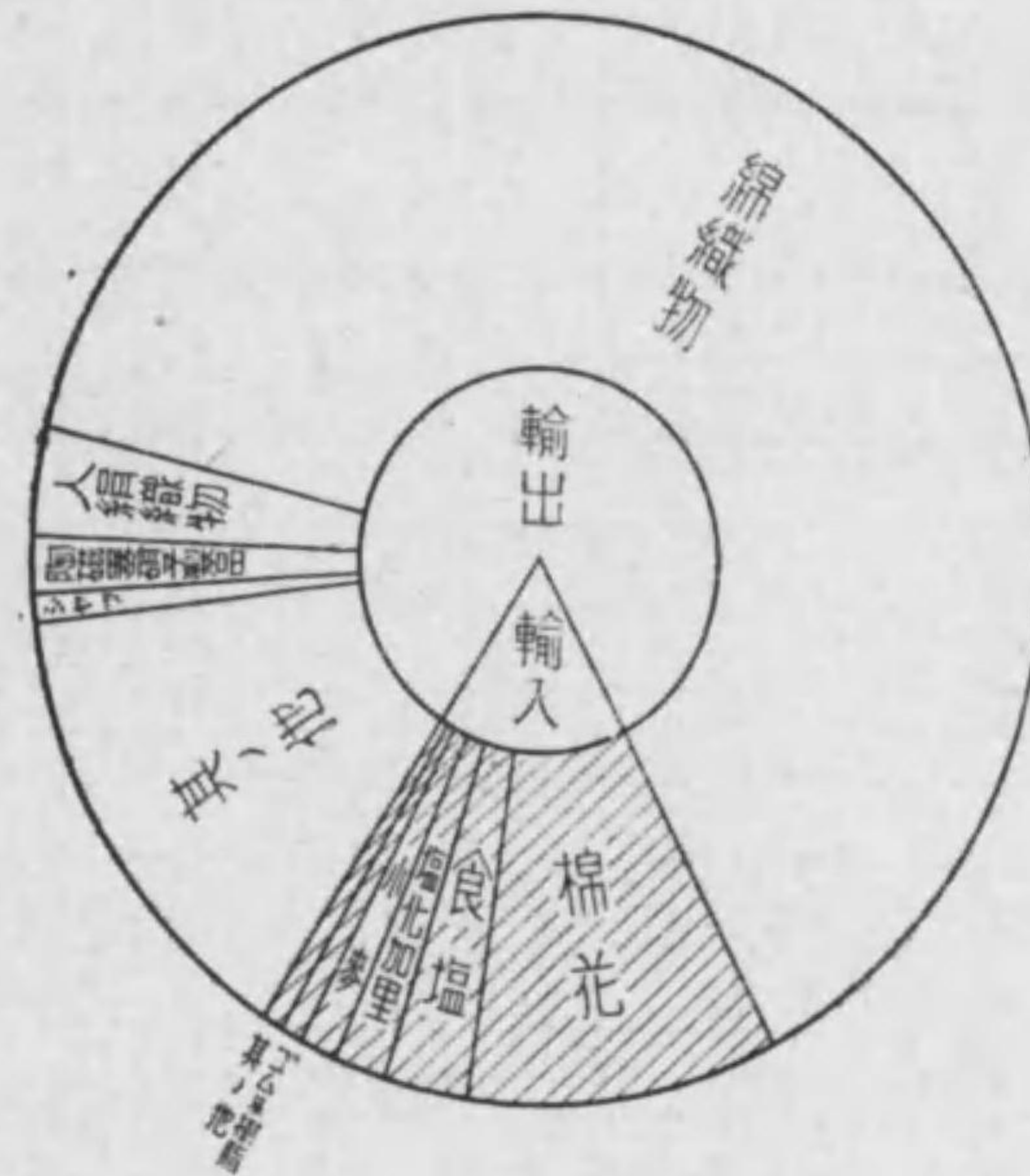
本邦對阿弗利加洲重要貿易品
(昭和十四年)

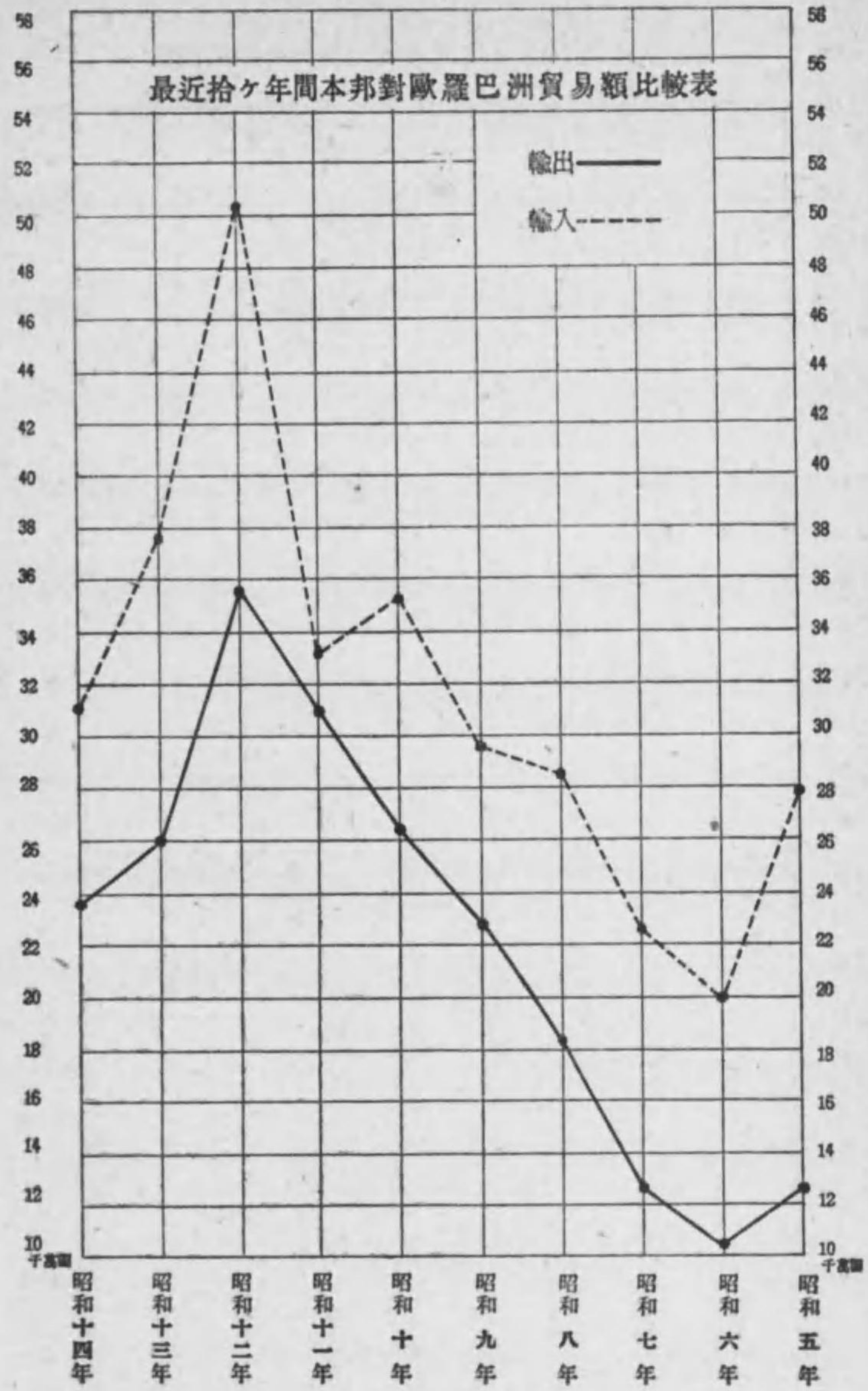
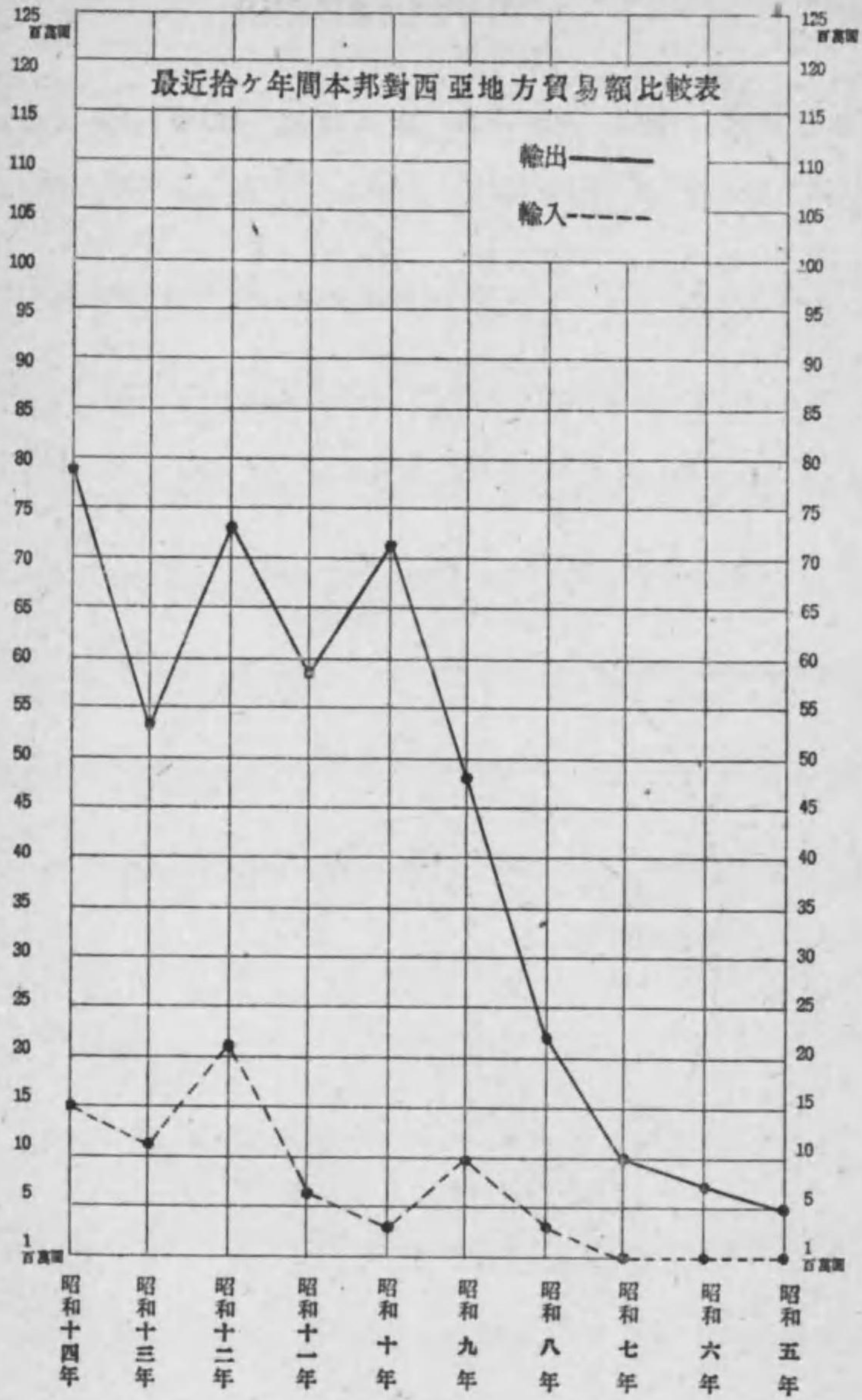
輸出總額 152,909 (單位 千圓)		輸入總額 92,788 (單位 千圓)	
綿織物	73,075 (48%)	棉花	59,144 (64%)
毛織物	9,948 (7%)	食鹽	13,964 (15%)
人絹織物	9,071 (6%)	磷礦石	6,743 (7%)
シャツ類	6,686 (4%)	沒食子材	3,408 (4%)
陶磁器類	4,077 (3%)	皮革	2,425 (2%)
硝石製品類	4,077 (3%)	羊毛	1,598 (2%)
靴下	3,335 (2%)	其他	5,506 (6%)
絹織物	3,175 (2%)		
肩掛	2,752 (2%)		
茶	2,364 (1%)		
罐詰類	2,220 (1%)		
其他	36,206 (24%)		

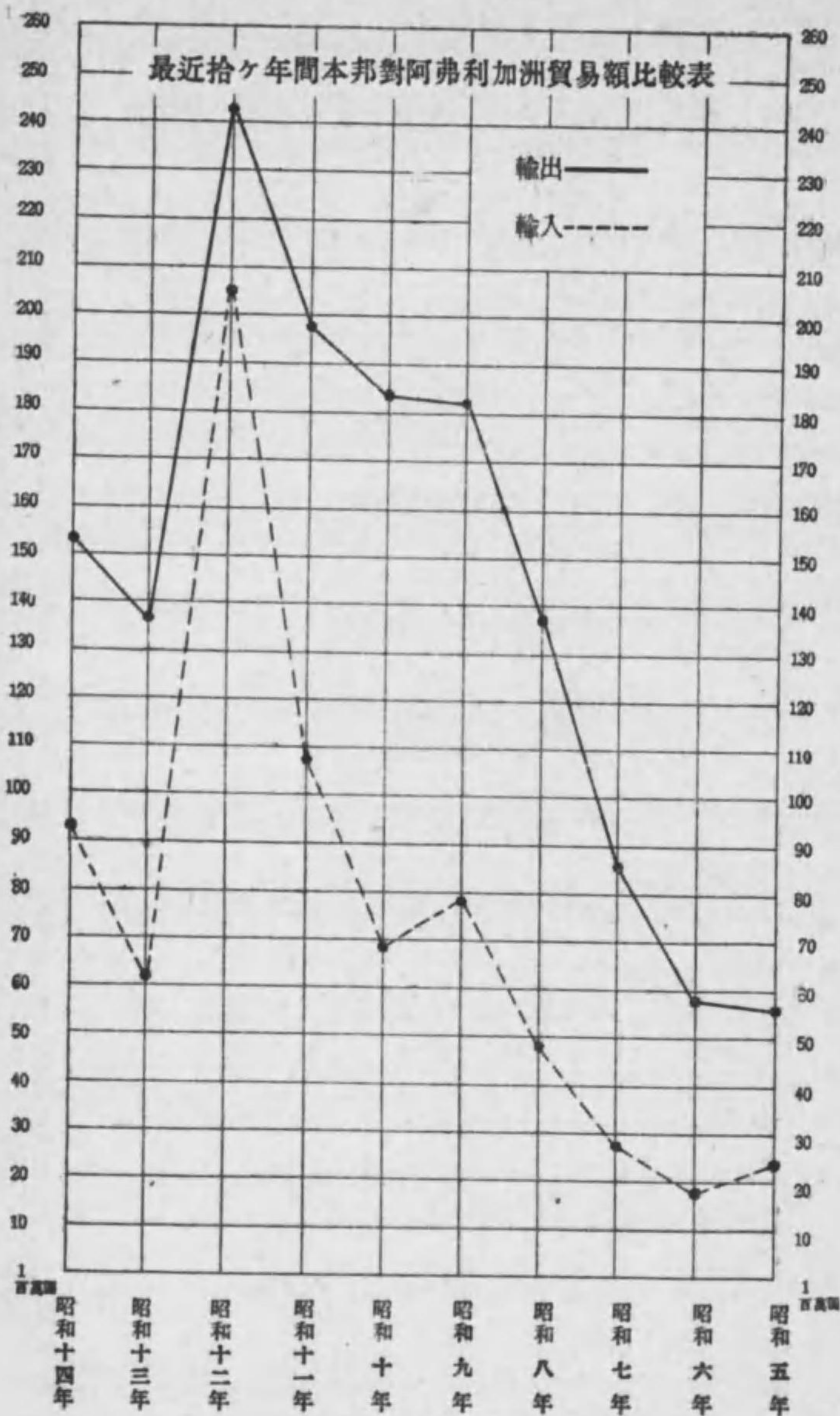


本邦對西亞地方重要貿易品
(昭和十四年)

輸出總額 79,221 (單位 千圓)		輸入總額 15,166 (單位 千圓)	
綿織物	59,920 (76%)	棉花	9,265 (60%)
人絹織物	3,035 (4%)	食鹽	2,291 (15%)
陶磁器類	1,818 (2%)	鹽化加里	1,299 (9%)
硝石製品類	1,818 (2%)	小麥	1,255 (8%)
シャツ	1,209 (1%)	ゴム及樹脂	581 (4%)
其他	13,239 (17%)	其他	475 (3%)







附 録 に 就 て

日本歐阿近東輸出入組合聯合會

常務理事 大 鳥 居 彦 司

本編は、私が日本歐阿近東輸出入組合聯合會の月刊機關誌「歐阿近東」の、第3巻第10號即ち昭和十六年十月號より第4巻第2號即ち十七年2月號に亘り、四回に分けて續載したものの、寛録である。

今般「對西亞歐阿貿易狀勢」の上梓に當り、多少加筆訂正して、他日の參考に供する次第である。

尙結論として、「斯くすべきであつた」とか、「將來斯くすべきである」とか、或は「今より研究調査して置くべき事項」だとかに付き、裨見を取纏め度いと思つたのであるが、日本貿易會設立に伴ひ種々多忙の爲、之を他日に譲ることとした。不惠御諒承置を乞ふ。(昭和十七年三月八日 第三回大詔奉戴日)

對歐阿近東貿易の記録

は し が き

對歐阿近東貿易は目下の處零である。此の狀勢がどんな風に展開するかは全く豫想を許さないが、再開の曉には多分今迄とは非常に變つた型をとるだらうとは考へられる。

從而、從來の貿易狀況の記録は、或は空しき榮華物語に過ぎないかも知れないが、他面「古きを探ねて新しきを知る」と云ふ諺の通り、將來或は何かの役に立つのではあるまいかと考へられるので、此の際私が組合業務に携つて以來自ら處理し或は見聞した事を記録して置く事とした。勿論細目に亘る事は紙面の都合其の他種々の都合上之を避け、大體の狀態が判る程度のものでした事を豫め御斷りして置く。

阿 弗 利 加 洲 諸 國

1 南 阿 聯 邦

當市場は古くより我國商品の市場ではあつたが、他面毎年恒例の様に日本品排斥の運動が起つたものである。之の排日貨の原因を良く研究して

見ると、英國系の策動と南阿自體の國內の複雑な事情に依る場合が多かつたのであるが、表面でのスローガンは「日本は南阿産品を少しも買はないではないか」と云ふ事にあつた。

そこで、昭和12年に貿易局大阪貿易事務所内に對南阿貿易促進協議會を設置し、南阿向運賃割増金の徴收其他對南阿貿易促進對策を當局指導の下に協議實施する事となり、運賃割増金は主として南阿羊毛の輸入補償資金に充當せられたのである。

其の後組合統制の整備強化の結果は日本歐阿近東輸出入組合聯合會の設置となり、右協議會の事業一切も昭和15年6月以降右聯合會に移管される事となり今日に至つてゐる。

右の移管と共に南阿貿易對策の考究は名實共に軌道に乗つて來たが、當時阿弗利加の各國が第二次歐洲大戰勃發後夫々嚴重なる輸入制限、爲替管理を實施したにも不拘、獨り南阿聯邦は正當な取引を阻害せざる程度に爲替管理を實施したのみであつたので、戰爭勃發後も我國對南阿輸出は増加を見てゐたが、刻々に加はる倫敦金融市場の不安及び英國の爲替管理の強化は、從來倫敦コンファーマーミング・ハウスに依存してゐた我國對南阿貿易を甚敷く危険に陥れて來た。

當局に於ても時宜を失せず南阿其他特定地域向輸出に對して萬全の策を實施せられたのであるが、聯合會としてももとより重大關心を持ち、尙此の機會に從來各方面より指摘せられつゝあつた我國對南阿輸出貿易界の積弊の根本的改善を企圖したのである。

そこで昭和15年9月には、南阿市場に精通せる大塚徳一、佐藤政吉の兩氏を同聯合會囑託として現地に派遣し、同市場の情勢を具に視察報告せしめたのであるが、其の後時局の進展は最早遲疑逡巡を許さなくなつたので同聯合會は昭和16年3月17日の理事會で下記の如き南阿向輸出統制要綱と南阿向代理店（直接取引先をも含む）登録制實施要綱を決定し、所屬輸出團體に實施せしむる事とした。

◎南阿向輸出統制要綱

- 1 本會に所屬輸出入各團體の連絡協調を圖る爲南阿貿易委員會を設置すること
- 2 綿糸布組合に於ては南阿向價格統制委員會を設置し品種登録制、適正輸出價格の統制を實施すること
雜貨組合に於ては受註登録制及び或種商品に於ては規格並最低價格を定むる等適當なる適正輸出價格の統制を實施すること

絹人絹組合に於ても適當なる適正輸出價格の統制を實施すること

- 3 所屬輸出三團體に於て代理店登録制を實施すること
- 4 所屬輸出三團體に於て夫々適當なる Cif. Charge を設定すること

例

- (イ) 運賃率の適正化
- (ロ) 才數、重量及價格標記の正當化
- (ハ) 保險料率の統一
- (ニ) 積込貨の統一
- (ホ) 輸出口錢の最低率決定

- 5 所屬輸出三團體に於て夫々取引條件を一定すること

例

- (イ) 爲替變動の危険を積出人に於て負擔する條件を廢止すること
- (ロ) Discount（南阿磅爲替）を廢止すること
- (ハ) 代理店口錢の支拂期限を一定すること
- (ニ) 保險は商品代金前送の場合を除き總て本邦保險會社に附すること
- (ホ) 電信料は原則として發信者相互の負擔とすること

但し南阿貿易委員會の認めたるものは此の限りに在らず

- 6 苦情品の辨金等之に類似せる事項に於ては各所屬團體に於ける適當なる機關の査定を要すること
- 7 上記の如き諸統制を實施するに當りて當該輸出商品に付一手買取販賣の機構ある場合は之と密接に連絡協調して統制の確保を計ること
- 8 在ケーブタウン、ミカド商會を本會の駐在員とし、諸交渉、事務連絡報告等に當らしむること
- 9 本統制は來る4月15日より之を實施すること

◎南阿向代理店（直接取引先をも含む）登録制實施要綱

- 1 所屬輸出三團體（以下所屬團體と稱す）は現に取引しつゝある代理店（直接取引先をも含む）（以下代理店と稱す）を夫々登録せしむること
- 2 登録せられたる代理店以外の代理店と取引を開始せんとする者あるときは所屬團體は夫々適當なる機關の承認を受けたる上之が登録を認むること
- 3 新規に南阿向に輸出を開始せんとする者あるときは其の代理店に於ては所屬團體は夫々適當なる機關の承認を受けたる上之が登録を認むること
- 4 登録せられたる代理店以外の代理店との賣約定は所屬團體に於て之が

承認を爲さざること

5 所屬團體に登録せられたる代理店表を本會にて取纏めたる上在南阿本會駐在員に送附して信用調査を爲すこと、尙各社よりも其の經驗に依り判明せる不良代理店を報告せしめ之等を参照して本會の南阿貿易委員會にて「ブラック・リスト」を作成し、之と取引することを停止又は禁止せしむるか或は警戒方を勧告すること

爾來各所屬輸出團體に於ては此の要綱の主旨に依り著々統制強化を實施し、對南阿輸出貿易は茲に革新的指導精神を注入せられ愈々明朗化し、海外諸國の對日物資依存の趨勢と相俟ち其の前途の發展を諸方面より刮目期待せられたのである。

然る處昭和16年7月7日公布施行の貿易統制令施行規則中改正其他及同年7月26日公布施行の資金凍結令、同年7月28日公布施行の外國人關係取引取締規則等に依り他の第三國向輸出と同様の運命に遭遇する事となつた。

隨つて南阿產品の本邦への輸入状態を回顧して見る。

成程本邦よりの輸出額に比しては少額ではあるが、それでも古くより色々と輸入せられてゐる。大宗は羊毛、浸食子及タンニン材料、阿仙藥、タンニンエキス、石絨及同製品等であるが、其の他玉蜀黍、牛皮及水牛皮、曹達灰及天然曹達、アラビアゴム等々品目別にすると30種以上に達する。

昭和15年6月對南阿貿易促進協議會の事業を日本歐阿近東輸出入組合聯合會に於て承継せられたのを機會に、日本歐阿近東輸入組合に於て南阿產品の輸入統制を企圖せられ、一應理事會にて審議せられたのであるが、其の後の時局の推移は其の實現を見るに至らしめなかつたのは残念である。

物資確保の必要上本件輸入問題に付ては今後共充分の關心を拂はるべきものと信ずる。

2 英領東阿弗利加

此の方面への輸出は最初英領印度孟買を中繼としたもので、夫も初めの間は孟買の印度人が此地方在住の印度人に賣込んでゐたのである。其の後孟買に於ける本邦商社の勢力が増大するに連れ印度人の手を借りずに直接日本商社に依り此の方面への輸出が行はれる様になり、次で東阿弗利加産棉花の増産は本邦商社の現地直接買付業務の開始となり、之に拍車がかけて急激な發展を見たのである。

即ち昭和12年には輸出4,000萬圓、輸入2,400萬圓に達してゐる。之れは勿論英國品を排除しての進出であり、此の狀勢に對し英本國の業者が納得出来ないのは云ふ迄も無い。

モンバサ貿易博覽會への本邦商社の参加防害等を手初めに色々やつたのであるが、我國にとつて誠に幸なことは、例のコンゴ盆地條約の存在である。勿論本條約の廢棄運動さへ行はれたのであるが、夫は仲々容易なことでなく、この條約あるが故に色々策動も根本的影響を與へることなく第二次歐洲戰爭を迎へたのであつた。

處が昭和13年末、不正輸入業者が False Invoice に依り脱税、密輸入を行ひつゝあることを發見せられ、其後續々と檢舉せらるゝに至つて大問題となり、殊に本邦輸出業者側に於ても先方商人の要請に従ひ結託して之を行ふ者のあることが判明するに至つたのである。

本問題對策に付き、英領東阿政府は昭和14年9月本邦品に對する種々の制限を規定したる税關規則を公布したが、其の重要なポイントは本邦品の通關には Maker's Invoice 又は Banker's Certificate の提出を要求するに至つた事である。

依つて日本歐阿近東輸出入組合聯合會は第7回及第8回理事會に於て之れが對策を講究し、各所屬輸出團體をして其の所屬組合員に警告せしむると共に、適切なる輸出統制を實施せしむる事とした。

上記に依り各團體に於ては

Maker's Invoice 又は Banker's Certificate の提出に替へ各團體の發給するエクスポート・ライセンスを以てする事

從而右のエクスポート・ライセンスには「輸出者が送狀を提出し其の内容明細等に付 True & correct なる事を誓約せる事を證明す」との意味の文言を記載する事と決定し昭和14年12月1日以降實施した。

然る處事態は愈々悪化して英領東阿政府は昭和14年11月15日以降總ての輸入に關し輸入許可制を實施するに至つた。其の要旨は左の通りである。

- 1 英領東阿は11月15日より輸入許可制を實施せること
- 2 輸入許可を爲すべき商品の種類、數量は總て税關長の裁量に依り決定すること右決定に對して何等異議の申立を爲し得ざること
- 3 輸入者は發註前に輸入許可書を受くべきこと
- 4 輸入許可申請書には商品の重量、數量、F・O・B價額、C・I・F價額（何れも東阿貨）、原産地、積出國等を記載する外1938年1月1日以降1939年6月30日に至る當該商品の輸入數量並にC・I・F金額を宣言すること
- 5 税關長は右C・I・F價額に對し注文書寫、當該注文に關係ある手紙其他の關係書類の外過去に於ける輸入實績の證據を提出せしむることあるべきこと

- 6 輸入許可書は第三者へ譲渡し得ること
- 7 11月15日以前に積出されたる貨物に対しては適用せざること
- 8 噸に依れば日本商品輸入許可數量は過去の實績の33%なるべしとのこと

本邦側としては本件輸入許可制はコンゴ盆地條約に牴觸するものとして嚴重抗議交渉したるも、先方は戰時狀態なる事に藉口して、容易に妥あかず、本邦品に代替して英國品殊に印度品の進出著しく、終には印度製品の日本商標盗用の問題さへ發生したのであるが、手の下し様もなく今日に至つてゐる。

當地方からの本邦輸入品は、棉花、天然曹達、ワツトルバーク、ワツトルエキストラクト等々である。殊に棉花は米棉代用として珍重せられてゐたのであるが、昭和15年初め頃より輸出禁止となつて仕舞つた。

3 葡領東アフリカ（モザンビツク地方）

此地方への輸出は古くから非常な片貿易となつてゐる。

例之 昭和12年	輸出 1,600萬圓	輸入 50萬圓
昭和11年	輸出 1,100萬圓	輸入 60萬圓

等々である。

然し實際は之等の輸出の大部分は南阿聯邦や白領コンゴ等の奥地への通過貿易であり、從而運賃其の他の利益を享受してゐた譯である。

處が葡萄牙本國では、流行の求償貿易の御題目を昭和12・3年頃頗る喧しく云ひ出して出先當局を煩したものであつた。

丁度當時は日本と葡萄牙との間が無條約であつたが、無條約となつた時に、近く條約を締結するとき迄暫定的に本邦品の葡國及同屬領への輸入には最低稅率を賦課すると云ふことになつてゐたのが、政治上の理由で愈々條約締結の運びとなつたことに便乗せられたと云ふのも一つの原因である。

然しながら上述の様に大部分中繼貿易であること、最も重要なことである先方物産の貧弱と云ふ問題があつて、我國としても先方の云ひ分は諒とするも殆んど手の下し様が無い仕末であつた。

此の地方より棉花、石絨及同製品、屑鐵及故鐵等が輸入せられてゐたが其の產出量が少い上に、他に之と云ふ物産が見當らない。終には葡萄牙本國のゴルフや葡萄酒等まで持ち出されたが、結局何を買ふべきやを研究すると云ふことになつて、其の内に現在の狀態になつて仕舞つたのである。

4 伊領東アフリカ

此の地方は舊エチオピア、伊領ソマリーランド、伊領エリトリアを總稱

するものであるが、古くから直接に又は間接に（アデン、エチブシアン、スーダン、モンバサ、孟買方面よりの仲繼にて）年額1,500萬圓以上の本邦品が輸出せられてゐた。

伊領東アフリカとなつて後即ち昭和12年以來伊太利は此地方に軍政を施し、極端な爲替管理、貿易管理を實施して本邦品の輸出は杜絶して仕舞つたのであるが、昭和12年12月30日に伊太利の羅馬市で正式調印せられた日伊通商條約追加協定により、昭和13年6月30日に終る初年度には、綿布120萬疋、1,400萬リラ（約260萬圓）、雜貨200萬リラ（約37萬圓）を輸出し得る事となつた。尙此の協定は昭和13年7月1日以降各年度に於ては前年度に於ける伊領東アフリカ（主として海水鹽）の日本への輸入額相當額の日本品を輸出し得る事即ち一對一のパートナーとする事及本協定は3年間有效なる事、爾後1年づゝ延長し得る事を定めてあつた。

而して先方の買手は國策會社たる Societe Anonima Navigazione Eritrea, Rome 一本であり、本邦側としても本協定の特殊性に鑑み此の求償協定を擴充し、本邦と伊領東アフリカの全面的經濟提携を促進する爲、此の協定に依る輸出に付ては特殊の取扱を行ふ事となつた。

即ち綿糸布組合では劃期的な組合委託輸出の方法を採用し、雜貨組合では入札の方法に依り輸出商社一社を決定した。

上の結果は非常に成功したのであるが、殊に綿糸布組合の制度は其の後種々の場合に參考資料とせられてゐる。

第2年度（自昭和13年7月1日至昭和14年6月30日）は綿織物6,725,000リラ（約2,610億位に當る）、雜貨1,000,000リラを輸出し得る事となり、伊太利の參戰等種々困難な事態が発生したにも不拘成功裡に其の目的を達した。

第3年度以後に付ては種々交渉中に現在の如く戰局が進展して、中止の狀勢となつてゐる。

本邦よりの輸出が右様に行はれてゐると同時に伊領東アフリカの輸入が着々と實行せられたのは勿論である。

5 埃 及

埃及との貿易は昭和8・9年頃は2,500萬圓乃至3,000萬圓の出超であつたが、國內産業の保護と英國側の尻押しの結果は昭和10年7月より9月に亘つて、日埃通商條約廢棄、關稅10割引上、從價4割の爲替補償稅の賦課等が矢繼早に行はれた。

之れが對策として各關係團體との官民對策協議會や日埃會商代表派遣等が行はれたのであるが、結局7ヶ月に亘る交渉も決裂のまゝ昭和11年4月に

帝國各代表の引揚となつた。

其の結果は本邦品の埃及向輸出の激減となり、昭和9年には7,000萬圓以上に達した輸出額が漸減の歩調を辿り、昭和11年には4,100萬圓、昭和12年には3,300萬圓、昭和13年には1,400萬圓、昭和14年には1,500萬圓となり、貿易バランスも3,4,000萬圓の入超を示すに至つた。

本邦側としては勿論上の状態のままで放置することなく、殊に入超の現實を以て機會ある毎に爲替補償税の撤廢、關稅の改正等の交渉を持ち出したのであるが、容易に打開の途を見出せず時日を経過してゐたのである。

然る處昭和13年4月に至つて、先方は輸入綿布に對し各國共一律に輸入税を10割方引上げると共に、諸外國からの綿布輸入を夫等の諸外國が埃及より棉花を買ふ比率で割當てる。即ち各國綿布の輸入と埃及から夫等諸國へ輸入する棉花とリンクさせ、綿布輸入の割當量を決定する案を提案して來た。

而て此の案は英埃間では成立したが、結局に於て埃及議會の下院を通過した上で上院では一應擱り潰しとなり審議未了の儘今日に至つてゐるので實際には問題にならないのではあるが、後日の参考の爲めに其の骨子を記して置く。

英埃間に於ては昭和13年秋頃から交渉が行はれ、昭和14年に至り成立した。其の要點は次の通りである。

- 1 埃及國內の綿布類需要量より埃及國內生産高（大體國內需要量の4割に相當す）を控除した殘量のみを輸入すること
昭和14年度の輸入綿布の數量は之を15,000萬平方米とす
- 2 對埃及綿布輸出國の過去3ヶ年間に於ける埃及棉花の平均輸入年額を基準とし、上の綿布輸入總量を按分比的に對埃及綿布輸出國に割當てること
昭和14年度の割當基準は歷年度に依る棉花輸出統計に依り昭和10年、11年、12年の3ヶ年平均輸出數量に據ること
- 3 綿布輸入總量及各國割當額は埃及國內綿布生産量並に各國の埃及棉花買付額の増減を斟酌し夫々1年毎に改訂すること
- 4 割當制は昭和14年1月1日より實施すること
- 5 現行關稅は當分の間之を據置とす
- 6 重量に依る品種別割當制の採否に付ては目下講究中

大體上の通りであるが、此の案が採用せられると次の様な結果になる。

埃及からの棉花輸入の昭和10年、11年、12年の3ヶ年の平均割當率は、英國は32.3%、日本は7.6%である。從而昭和14年度の埃及の綿布輸入總量

15,000萬平方米に對し、英國の享受する輸出割當率は32.3%、即ち其の數量4,840萬平方米と云ふ躍進的な地盤を確立するに反し、日本の享受する割當率は7.6%にて其の數量は僅に1,140萬平方米となり、由々敷後退を餘儀なくされることとなる。

而て今次の歐洲戰亂が始つて以來、紅海、地中海の航行杜絶の爲對埃及貿易は中絶の止む無きに至つたのであるが、此の間昭和14年末より埃及國籍船「ザムザム號」、「スター・オブ・カイロ號」、「スター・オブ・スエズ號」等が鹽、棉花等を積載して來朝し、歸航には綿布を主とする本邦産品を積み戻り多少の貿易の繼續を見たのであつたが、其の最後の船となつた「スター・オブ・エジプト號」は矢張り鹽、棉花を積載して昭和16年7月末頃來朝の豫定であつた處、新嘉坡邊りで故障を起してゐる間に、現状の様な事態に立至つたのである。

6 アンブロ、エジプシアン、スーダン

昭和10年以來の統計に依ると此の地方と我國との貿易は毎年輸出1,200萬圓乃至1,500萬圓で（綿布輸出を大宗とする）輸入は150萬圓乃至600萬圓で、大體に於て1ヶ年約1,000萬圓前後の出超となつてゐる。

例に依つて昭和11年3月頃、スーダン政府は同地産品の買付に依る片貿易是正方を申込んで來て、其後も時々思ひ出した様に、在埃及日本公使館を通じて同様の主旨を申立て、來た。此の地方から我國へ輸入品は少量のアラビアゴム、アイボリーナツト、鹽等であるが、先方政府は追々増産傾向にある棉花の買付方をも要求して來たのである。

然し良く調査して見ると、先方政府の一當路者が云ふ様には、簡單に同國棉花が買へるものでないことが判明した。

即ち、當地方の政治的實權を握つてゐる英國側の棉花獨占希望と、積取船寄港困難に依る原價高の問題があり、結局實際的には何等の進展も無く現在に到つてゐる。

7 佛領モロッコ

當地方は周知の通り、我國綿布輸出の大市場であつた。即ち昭和10年頃からの統計を見ても我國よりの輸出は年額2,000萬圓前後で、其の半額以上は綿布であり、佛領モロッコ輸入綿布の9割以上を占めてゐた。

之の輸出に對し、佛領モロッコよりの輸入は年額100萬圓以下の場合が多く、昭和12年度に於てのみ例外的に150萬圓に達してゐる。

斯る情勢を兎に角にも維持し得たのは、1906年のアルゼシラス議定書の存在の爲であつた。

我國は右議定書の調印國ではないが、1915年7月14日の日佛宣言に依り1911年日佛通商航海條約が摩洛哥の佛蘭西地域に適用せらるゝこととなり從而日本は同地域に於て輸出入税其他に關し最惠國待遇を受けて居り、右の議定書調印國の同意を得ざる限り、特に我國に對してのみの差別待遇的關稅制度の變更等の實施は不可能であつたのである。

然しながら我商品殊に綿布の無統制な殺到と安賣亂賣競争は、先方商人の不滿を激發せしめ、之を放置するときは如何なる事態を誘發するやも圖れない情勢となつて來たので、之を事前に防止せんが爲、昭和11年3月より綿糸布輸出組合及絹人絹糸布輸出組合協調して輸出統制を實施することとなつた。

次で佛領モロツコ向輸出統制の効果を確保し、第三國よりの轉送に對し充分なる取締を行ひ、以て同國向輸出統制強化を圖る爲、昭和13年1月1日より西領モロツコ、タンジール國際地帯、アルジェリア、ジブラルタル向綿糸布、絹人絹糸布の輸出統制をも實施することとなつた。

而して昭和13年7月にはモロツコに關する英佛間の通商條約が締結せられた。之の條約の詳細に付ては、外務省通商局編纂「海外經濟事情」昭和13年第21號掲載通商局第6課の「摩洛哥に關する英佛間通商條約に就て」及「摩洛哥に關する英佛間通商條約(假譯)」の記事を参照せられ度いが、其の目的とする處は、佛國側がアルゼシラス條約の束縛を免れ、政治上及經濟上の利益を得んとする希望達成に、英國側の日本品防遏の希望が織り込まれ、結局英國側に有利で日本側に不利な輸入割當制の實施を企圖したものである。

本條約の實施は理論上アルゼシラス議定書調印國の同意を得る必要があり、效力發生の時期迄には相當迂余曲折あるものと豫想せられ、且つ實際問題としても間もなく今次の大戦が開始せられ、其の儘になつて仕舞つたのではあるが、日本側としては、曩に埃及を失つて以來、唯一の殘された阿弗利加に於ける綿布類の重要市場を喪失する恐れがあり、之れが對策に關心したのであつた。

次で昭和14年6月より佛領モロツコ向輸出に對しては、在本邦佛國領事の特別證明を要することとなり、佛國側としては右證明査證の運用に依り事實上本邦品のモロツコへの輸入に對しては如何なる措置制限をも爲し得ることとなつた。

一方モロツコに於ける情勢は依然たる本邦輸出業者の無統制賣賣、安値賣込競争の激化に依り暗雲低迷の情勢にて、之等の諸情勢に對應せんが爲

には、從來の特別統制料C I F從價2分を徵收する統制方法のみでは面白からぬ事態の誘發を阻止することが出來難き形勢となつた。依つて日本綿糸布歐阿近東輸出組合では昭和14年11月10日神戸出帆の船舶に積載する綿糸布より下記の通りの統制を實施することとした。

◎佛領モロツコ向輸出統制要綱

1 特別統制料に關する件

- (イ) 率 綿織物1平方碼に付6厘
綿織絲1捆(400封度建)に付8圓
- (ロ) 實施期 昭和14年11月10日神戸出帆船に積載する貨物より實施す
- (ハ) 從來徵收し居りしC I F價額の100分の2の特別統制料は右の實施と同時に之を廢止すること

2 エーゼントの整理に關する件

- (イ) 各輸出者のエーゼントを組合に登録せしむること
- (ロ) 登録せられたるエーゼント以外のエーゼントと取引を開始せんとする場合は理事長の承認を要すること
- (ハ) 新規に佛領モロツコ向に輸出を開始せんとする者は其のエーゼントに付ては理事長の承認を要すること
- (ニ) 組合に登録せられたるエーゼントに付信用調査を爲すこと、尙各社よりも其の經驗により判明せる不良エーゼントを報告せしめブラック・リストを作成し、之と取引することを禁ずるか或は警戒方を勸告すること

3 賣値の取締に關する件

賣値の取締の爲に組合員より10日毎に成立したる契約を届出でしめ、虚偽のものあらば警告することとし、尙不完全なるときは他の方法に依ること

4 右の佛領モロツコ向輸出に關する取極は西領モロツコ、タンジール國際地帯、アルジェリア、ジブラルタル向輸出に對しても同様に實施すること

上の様に本邦側でも種々對策を講究實施したのであつたが、歐洲大戦に依る絶對必要の前には何事も無駄となり、昭和14年9月9日佛國は戰時に於ける國內物資の補給調整を名目とし、モロツコに於て輸入許可制を實施し輸入許可に種々困難なる條件を附すると共に輸入許可を遷延せしめ、本邦品の輸入を制限するに至つた。

尙航路遮斷とか、輸出貨物代金の凍結等の問題は、シリア、レバノンと

共に一番最初に惹起し、之が前後措置に付ては官民共に非常な努力を盡したものである。

又當地方に於ける輸入業者或はエーゼントは純粹のフランス人は少く、主として猶太人とアラビア土人とであり、夫々にグループを形成し、其のグループの利害により種々策動する傾向があり、將來の研究問題の一つである。尙昭和13年末カサブランカの商業會議所會頭アンリー・クローズ氏の來朝あり、當業者との間に種々懇談し、彼我大いに裨益する處があつた事は特筆に値する。

當地方は中央アフリカ、西アフリカを背後地とし、我國貿易上非常に重要な土地であるので、昭和12年末帝國領事館が開設せられ、我國の對アフリカ貿易發展に盡せられたのであるが、昭和16年初、終に閉鎖せらるゝことゝなつた。事情止むを得ぬ次第であるが、今後とも此の地方の成行に付ては、重大關心を拂ふ必要があると信ずる。

8 リビア、チュニス、アルゼリア

埃及と佛領モロッコとの間に、右の三地方即チュニス、アルゼリア、リビアがあり、チュニスとアルゼリアとは政治上佛領アフリカ植民地でありリビアは佛本國の一州となつてゐる。從而對リビア貿易に付ては佛本國同様に規制せられ、チュニス、アルゼリアは他の西阿に於ける佛領植民地同様、古くより輸入割當制度が實施せられてゐて、本邦商品の進出は甚敷く制限せられ、殆んど見るべきものが無い。

9 西アフリカ地方

此の地方はリベリアと云ふ黒人共和國がある他は全部英佛の植民地又は委任統治地である。

而して其の何れの地方も他國品の輸入禁止にも等しい本國品特惠關稅制度を設定するか、或は嚴重な輸入割當制度を實施して居り、尙FAGとかUAC等佛、英本國に本據を有する巨大にして有力なる商社が取引網を張つてゐて、本邦品の進出は容易なことではない。

他面之等の地方は、本邦品にとつては最も新らしき市場であり、惡風土と交通不便等の事情もあり、當該地方の色々な事情が不明であつた爲に、種々の手違ひや紛糾が發生し勝ちであつたが、其の内最も注意を喚起せられたことは、先方商人に關する調査充分ならざる爲、本邦側に於て不測の損害を蒙ることであつた。昭和14年6月植村ラオス貿易幹旋所長より種々取引方法改善に關する意見書の提出あり、各組合に於ては右提案の主旨に基き、對西阿取引改善に付き協力善處することゝした。而して不取敢實行

したことは大體下記の通りである。

1 代金決済方法は

- (イ) 歐羅巴決済の荷付爲替手形に依るか
- (ロ) 銀行の發行せる信用狀に依るか
- (ハ) 約定金額の4分の1以上を注文のとき前拂せしめ残額は一覽拂又は一覽後30日拂D/P荷付爲替手形に依ること(此の項は雜貨に限る)

2 雜貨組合に於ては上の他、注文を受けたるとき其の注文内容の詳細を報告せしめ、組合は上の申告を取纏め之を貿易幹旋所に通報し、現地に於ける調査監督を依頼し、且つ貿易幹旋所より警戒を要すべき輸入者の報告を受け、之の輸入者に付き組合員に警告を發するとか、當該輸入者との取引を停止し又は禁止せしむることゝした。

大阪商船會社に於ては、本邦貿易の對西阿發展と並行し、昭和8年11月のアラスカ丸を第一船として、西阿航路を開始し、大いに對西阿貿易伸展の爲貢獻したのであつたが、今次大戰の結果、去る昭和15年6月の南阿丸を最後として、一應本航路を打切ることゝした。戦後如何になるであろうか感慨深いものがある。

10 白耳義領コンゴ

當地方はアフリカの中央部に位してゐる關係上、統計上に現はれた對當地方本邦貿易額は僅少であつても(昭和13年輸出700萬圓、輸入20萬圓、昭和14年輸出850萬圓、輸入100萬圓)、四圍の地方から流れ入る數量は相當巨額のものと考えられてゐる。

當地に於ても御多分にもれず、昭和11・12年頃、片貿易調節の問題が起つたことがある。然し面白いことには、片貿易の對象となるべき當地方の物産は、日本等第三國へ輸出する前に白耳義本國の需要を満たす必要があつたので、問題は最も微溼的に、大阪商船株式會社の西阿航路船舶歸荷の問題として提起せられた。

當時の調査に依る當地方の物産名を他日の參考の爲記して置く。

- (1) 商船の歸荷として不適當なる物産(數量の嵩張らぬものにして高價なるもの)

ラジウム、象牙、ダイヤモンド、金

- (2) 商船の歸荷として適當なる物産(數量大にして高價ならざるもの、但し下記の他コーパル、護謨を産出するも之は白耳義本國の獨占買付品に付き除く)

品名	昭和11年度白領コンゴ 輸出量(單位噸)
珈琲	16,777(白耳義本國の必需品)

精糖	8,476
落花生	6,386
椰子實	92,373
皮附丸太	34,198
建築用木材	8,283
錫	5,725
棉花	26,185 (白耳義本國の必需品)
麻	1,223
椰子油	55,904

當地方は本邦貿易にとつては、新市場中の新市場であつて、之れから發展しやうと云ふ途端に今次大戦となつたものである。現に貿易組合中央會に於ても、當地方主要都市に邦商の支店又は出張所設置することに對し補助獎勵することを計畫したのである。

例のコンゴ盆地條約の中心地であるだけ、吾人の關心は大なるものがある。

II コンゴ盆地條約

戦後此の條約がどうなるか問題ではあるが、我國の如く人口多く資源乏しく、經濟的發展途上にあつた國としては、本條約の如きは實に結構な條約であつて、我國の對外貿易發展史上忘れることの出来ないものである。依つて、後日の爲め本條約の内容を記述して置くこととする。

◎コンゴ盆地條約

1 本條約の目的

コンゴ河流域の大盆地を包括し、之に附隨する熱帯河弗利加の機會均等、門戶開放の大原則を樹立する條約である。

2 本條約の沿革

(イ) 1885年2月26日の柏林一般議定書並に1890年7月2日の、ブラツセル一般議定書及宣言書を歐洲大戦後、1919年9月10日サンジェルマン・アン・レイ (Saint-Germain en Laye) にて修正縮結されたるもの即ちコンゴ盆地條約である。

(ロ) 本邦の參加したるは、上の1919年9月10日のコンゴ盆地條約とす

(ハ) 本條約調印國

日本、英國、米國、白國、佛國、伊國、葡國の7ヶ國

(ニ) 本條約批准國

調印國中、米國及伊國を除く他の諸國

3 本條約の地域

所謂「コンゴ盆地々域」にして1885年の柏林一般議定書以來定められたる地域にて甚だ曖昧なる點多きも次の如く解し得らる。

(イ) 地理的區劃

- A 白領コンゴの全部
- B 大西洋岸北方に於ては南緯2度30分の緯度線がコンゴ河に會する地點迄は同緯度、緯度線以南の地、但しオゴウエ (Ogowe) 河流域の地を含まず
- C 大西洋岸南方に於てはローゼ (Loje) 河口より同河水源までは同河を境とし次いで東方に向ひコンゴ河に交る緯度線以北の地
- D 印度洋岸に於ては北方は北緯線以南の地
- E 印度洋岸に於ては南方ザンベジ (Zamezi) 河口以北の地

(ロ) 行政區劃

- (1) 白領コンゴ (Belgian Congo)
- (2) 舊エチオピア (Abyssinia) 王國の一部
- (3) 伊領ソマリーランド (Italian Somaliland) の一部
- (4) 英領スダン (Anglo-Egyptian Sudan) の一部
- (5) ウガンダ (Uganda) (王國)
- (6) ケンヤ植民地 (Kenya Colony)
- (7) ザンチバル (Zanzibar) (王國)
- (8) タンガニーカ委任統治領 (Tanganyika Territory)
- (9) 葡領東アフリカ (Portuguese East Africa) の一部
- (10) 北ローデシヤ (North Rhodesia) の一部
- (11) 佛領赤道アフリカ及カメルーンズ (France Equatorial Africa & Camerrooms) の一部
- (12) 葡領アンゴラ (Angola) の一部
- (13) ニヤサランド (Nyasaland)

但し伊國及舊エチオピア王國は本條約に批准せざりしを以て伊領ソマリーランド及舊エチオピアは本條約の通用を受けざるものである

4 本條約の條文要項

全條15條文より成る

第1條 加入國々民に對する通商上の均等待遇を維持すること

第2條 加入國々民に屬する商品は輸出入及通過の自由を認め通過の爲

め以外の一切の税金、料金は課金を免ぜられ、船舶の通航及寄港には何等の差別待遇を爲さざること

第3條 加入國々民は、其の身體、財産の保護及動産、不動産の取得、移轉に關し並に其の職業の實行に關し、本地域の主權國の國民と同等待遇を受く

第4條 各國は自由に其の財産を處分し、利權開發の權利を保有す、但し加入國々民は右に關する規則に於て差別待遇を受くることなし

第5條 内水航行の自由及加入國々民の均等待遇

第6條 航行は何等制限なく、又は課金の目的となることなし、船舶及船舶内の商品は「過税を課せらるゝことなし

第7條 支川、道路、鐵道又は傍系運河の均等開放、費用均等徴收

第8條 航行の取締

第9條 内水に於ける警察規則、無差別待遇

第10條 官憲及警察力の存在を維持するの義務

第11條 土着人民の保護及奴隸制度の禁止

第12條 紛争解決方法

第13條 舊條約（「ブラツセル」一般議定書及宣言書）

第14條 本條約締結への加入

第15條 本條約の修正、批准、實施、平和諸條約に基く締結國に關する件

5 本條約の廢棄、改訂問題

(イ) 本條約の成立に至りし歴史的背景より考へるとき、本條約の廢棄と云ふが如きことは、最初より當事國の考慮になかりしこと明かにて廢棄條項の挿入なきは、此の間の消息を語るものである

(ロ) 然しながら改訂に就ては、本條約の第15條に署名國は本條約實施の日より10年の期間満了の際經驗上必要となれる修正を本條約に加ふるが爲會合すべしと規定しあり

(ハ) 本條約の批准、實施せられたるは1920年7月31日にして右の10年の期間満了は1930年7月31日（昭和5年）である

此の時英國政府は本條約の改訂を1935年迄延期すべきことをジェネーブに於て關係國代表に提案せしも、之を受諾したるは關係署名國中4ヶ國に過ぎず、結局英國政府は本國及關係植民地に於ける輿論に不拘、他の署名國同様本條約改訂の措置を執ることが無かつた。

(ニ) 1935年7月31日は何事も無く過ぎた

(ホ) 然しながら英本國及關係植民地に於ける本案約の廢棄、又は改訂の要望が次第に高まりつゝある現状故、形勢の推移に就ては充分の注意を必要とする

(ヘ) 本條約の本質、國際關係、其の他各種の事情を綜合するに、英國政府としては本條約の廢棄等の舉に出でず、可成關係國の利益を尊重しつゝ、之が改訂に依り目的の達成に努むるに非ずやと考へらるる要するに同條約の存続期間に關しては前述の如く條約實施の日（1920年7月31日）より10年間と定められて居り、10年の後には修正の爲締約國間の會議を開くべき旨を規定して居るが、英國政府の提議に基き1930年7月31日の満了後の會議は取止めとなり、更に5ヶ年延長されることとなつた。

其の5ヶ年の延長期間も一昨年7月末を以て終了したが、各締約國から別に修正意見も出ず、廢棄の通告もなかつたので、再び5ヶ年間即1940年（昭和15年）7月末日迄自動的に効力が延長したものと解せられる。

西 亞 諸 國

1 シリア、レバノン

當地方は今大戦前は佛國のA式委任統治地域であつた。即ち前大戦後英國のA式委任統治地域となつたパレスティン、トランスヨルダン、イラク等と共に、前大戦迄はトルコ領であつたのであるが、國際聯盟規約に依り、獨立國として假承認を受け得る程度に發達せるも、其の自立し得る時期に至る迄、受任國たる佛國は施政上の助言及援助を與へる即ち國際聯盟の監督下に保護關係を結ぶと云ふ國柄であつた。

而して、當地方に於ける輸入關稅制度は國際聯盟國產品には最低稅率を非國際聯盟國產品には最高稅率（最低稅率の2倍）を賦課することを原則としてゐた。

然る處日本は昭和8年3月27日に國際聯盟脫退を宣言したので、日本品は昭和10年3月27日からは當然最高稅率を適用せらるゝこととなつたが、彼我交渉の結果、當地方の國內事情や、日シ間の片貿易の状態などを考慮して、昭和11年7月29日附にて、日佛間に日本對シリア、レバノン通商に關する協定が締結せられるに至つた。

因に、昭和8年、9年に於ける日本對當地方貿易の大勢を彼地の統計に依つて觀ると、日本品の總輸入額は邦貨換算夫々約626萬圓、750萬圓（内綿糸布輸入額は總額に對し、各々8割、7割を占め、絹及人絹織物は3分4厘2分3厘を占む）なるに反し、同地方より日本への輸出は皆無に近き有様で

あつた。斯くて右の協定に依つて日本商品は凡て當地方輸入に際しては最低税率の適用を享受することゝなつたに對し、日本綿糸布歐阿近東輸出組合は當地方綿糸布の統制を、又日本絹人絹糸布輸出組合聯合會は當地方絹人絹布の統制を同年8月1日より開始し、C・I・F従價3分の統制料を徴收し、之を以て當地方産品輸入奨励資金に充當することゝなり、同年10月同組合及同聯合會協同にてシリアレバノン貿易調整委員會を設置し、同委員會に於て右の輸入奨励資金を以て輸入補償金を交附し、當地方産品の買付を奨励し彼我貿易の振興に努むることゝした。

而して右の組合及聯合會は共に當地方輸出品に對し、佛文の Export License を發給し、之の Export License 無しには、當地方に輸入出來ぬことに當地方政府が協力したので、右の輸出統制は完全に實施せられた。

尙、綿糸布組合に於ては、日本商品輸出上従前より地中海沿岸貿易が占めたる重要性に鑑み、埃及アレキサンドリア駐在日本領事館に依頼して同地に於ても當地方輸出量に對し Export License を發給することゝした。

次いで昭和12年4月23日には、ベイルート自由地帯の繁榮維持を目的とせる日本シリア、レバノン間通商協定補足取極の成立を見、之の取極に従ひ仕向地ベイルート自由地帯向の場合に限り、日本積出の際に特別統制料を徴收せず、ベイルート自由地帯から更にシリア、レバノンへ輸入せらるゝときに徴收することゝし、本件積出に對しては赤線入 Export License を發給することゝなつた。

此の間シリア、レバノン貿易調整委員會に於ては、續々シリア、レバノン産品の輸入補償を實施したが、其の後昭和13年11月に日本歐阿近東輸入組合が設立せられ、調整委員會の事業は總て之の輸入組合に於て繼續實施せられた。

大體當地方は從來から餘り産品の無い處であるが、其の僅か許りの産品も地理的關係上歐洲方面へ吸收せられてゐたので、我國が協定成立の結果何か買付けやうと思つても、適品が無いやら、原價諸掛りが高くて引合はぬやらで、相當の困難に遭遇した。

シリア、レバノン貿易調整委員會の事業に付ては、本誌第3卷第9號の拙文を御覽願ひ度いが、輸入組合となつてからも大體同様の経過を辿り、主として棉花、羊毛、山羊皮、綿羊皮、オリーブ油、沒食子、其の他香辛原料、調味料等を輸入したのである。

而して前述の昭和11年7月29日に成立した日佛協定は昭和14年7月28日を以て失効し、同年7月29日彼我の間に100對20のバーター制貿易を實施す

るの新協定が成立した。之は申す迄も無く、前協定の成立に不拘、本邦側の買付高が先方を満足せしめなかつた結果であり、尙此の新協定は本邦側の買付品目として棉花、羊毛、オリーブ油、皮革及タンニン材料等を特に規定し、本邦側の買付義務は更に一層増大するに至つたと共に、從來協定の對象となつてゐなかつた雜貨もバーターの對象とせられ、100對20とは本邦よりの全輸出額對シリア、レバノンよりの全輸入額と云ふことになつた。

從而本邦側は右新協定の主旨實行を當聯合會に於て處理することゝし、所屬團體と協調したが、肝心の先方政府に於ては昭和14年末棉花、羊毛、オリーブ油等の諸物資の輸出禁止を爲し、更に昭和15年2月13日に至り、貿易管理局告示を以て英國及其領土以外の國との決済は全部佛フラン貨に限定し、此の條件の下に輸入申請を受理すべきことを發表し、而して佛フラン貨は之を佛本國及其の領土、委任統治領以外への持出しを禁止した。

右は勿論第2次歐洲戦亂の爲で、其の結果兩國間の貿易は全然杜絶して今日に及んで居るのであるが、之に加へ夫迄の本邦よりの輸出貨物代金は未回収の儘凍結することゝなり、佛領モロッコ向輸出貨物代金凍結問題と共に、當聯合會に於ても之れが解決に種々奔走したものである。

尙、昭和14年頃に安圓利用不正輸出問題が発生した時、シリア、レバノン關係にも相當不正業者が発見せられ、之れが取締に奔命したことも忘れられない出來事である。

因に最近の本邦對シリア、レバノン貿易額を記して置く。

年 度	(單位 千圓)		
	輸 出	輸 入	出 超
昭和11年	13,078	32	13,046
昭和12年	19,251	1,387	17,864
昭和13年	12,539	1,136	11,403
昭和14年	15,987	1,284	14,703

2 イ ラ ク

當國は第1次歐洲戦前は土耳其帝國領であつたが、戦後英國の委任統治國となり、次いで昭和2年12月英イ間に特殊條約締結の上國際聯盟加盟國として、其の獨立を承認せられたのである。

從而、前項シリア、レバノンと同様に、日本の國際聯盟脱退に従ひ、日イ間の貿易に付き何等かの措置に出るものと豫期せられてゐたものではあるが、果然イラク國政府は昭和11年5月23日附關稅規則第22號を以て、一方

的に本邦商品（綿織物、絹人絹織物及同製品）とイラク國產品（石油及同製品を除く）とのバーター比率を100對15と定め、イラク國產品を日本國內の消費の爲輸出したることをイラク徵稅官に證明し得るもののみ、前記の日本商品のイラク國への輸入を許可することとした。

因に此のバーター比率は其の後下の如く遞増せられた。

自昭和11年5月	至12年3月	100對15
自昭和12年4月	至13年3月	100對25
自昭和13年4月	至14年3月	100對35
自昭和14年4月	至15年3月	100對35 据置

但しバーター対象たる本邦商品は雜貨をも含めた全商品となつた。

（然し、歐亂の影響の深刻化に伴ひ、昭和14年10月、再び雜貨を除外した）

自昭和15年4月	至16年3月	100對35	某商社のイラク産棉花 棉子の獨占買付あり。
----------	--------	--------	--------------------------

而して、本邦對イラク貿易額の統計は左の如くである。

年 度	(單位 千圓)		
	輸 出	輸 入	出 超
昭 和 1 1 年	19,019	2,882	16,137
昭 和 1 2 年	23,644	9,028	14,616
昭 和 1 3 年	17,082	6,114	10,968
昭 和 1 4 年	24,344	3,691	20,653

上記の如き諸事情に對應し、昭和11年12月1日より日本綿糸布歐阿近東輸出組合及日本絹人絹糸布輸出組合聯合會協調してイラク向輸出統制を開始し、イラク向輸出品に對し特別統制料を徵收し、之を資金としてイラク產品の輸入増進を圖ることとした。昭和12年7月に至り、上の目的を有効に達成する爲、上組合及聯合會協同にてイラク貿易調整委員會を組織し、輸入補償を実施することになつたが、此の委員會は充分に其の機能を發揮し、イラク産棉花、小麦、亞麻子、棉子、羊毛、高粱、原稷、蠶豆、苞米、胡麻子、茴香種、デーツ、胡蘆巴種、胡荽種、駱駝毛、トラガカントゴム、蔞子、山羊皮等の輸入を容易ならしめ、昭和13年11月日本歐阿近東輸入組合に其の業務の全部を引渡した。

而して上の輸入組合は引續き、イラク產品の輸入に付き周到なる施設を行ひ今日に至つてゐる。

尙、昭和14年4月より全日本商品がバーター対象となつたのを機とし、

日本雜貨歐阿近東輸出組合に於ては、他の本會所屬團體と協調しイラク向輸出統制を実施し、茲に對イラク貿易は本會關係下に於て全面的に統一せらるゝこととなつた。

昭和15年末某商社がイラク産棉花、棉子の獨占買付契約をイラク國政府と締結したる爲、バーター貿易を本質とせる對イラク貿易上に種々なる問題を惹起し、當局の斡旋の結果輸出入共に適當に各過去の責績者を尊重することとして解決したが、本會に於ては此の機會に從來各方面に於て指摘せられつゝあつた本邦貿易界の弊風刷新を企圖し、輸出最低價格の設定、取引條件の一定等を實行することとした。

上の如き劃期的統制は昭和16年2月15日より實施せられたが、本會に於けるイラク貿易委員會に對應し、イラク、バグダット市に於ても在留邦人商社員協議會を設立し、内外呼應して對イラク貿易の振興に努力し、其の收むる効果に付き各方面より多大の期待を持たれたのであるが、五月二日英イ戦争の勃發となり、引續く諸事態の爲、終に貿易杜絶の現状となつたのである。

右の英イ戦争勃發當時、イラク向輸出品を積載して航行中の船舶及積荷の處置や、既契約輸入未済品の處置等にて相當苦勞したものであつた。

3 イ ラ ン

當國との貿易に於て先づ述べなければならないのは、當國獨特の通商獨占法及爲替管理法のことである。

通商獨占法は昭和6年2月25日に制定せられ、次で翌昭和7年7月10日に改正せられたものであるが、之に據ると總ての通商は主義として政府の獨占到屬せしむることとし、殊に輸入は政府が自ら之を行ふか然らざれば政府が認むる團體（各種商品毎の輸出專業會社）をして其の衝に當らしむることとしてゐるが、實際的には餘り重要でない商品に於ては輸入割當額を定め一定數量の範圍内に於て個人にも輸入權を委讓すると云ふ組織にもなつてゐる。又輸出貿易に於ては輸出獎勵の意味にて寧ろ原則として個人の自由を認める趣旨の規定を設けてゐるが、輸入と同様に各種商品の輸出專業會社がある。而して其の實行の方法としては、イラクの場合と同様にイラン生産品の輸出に對し税關から輸出證明書が發給せられ、他方輸入者が輸入に付き當局に許可を申請する際には此の輸出證明書を提出せなければならないこととした。此の輸出證明書の賣買は最初はイラク同様自由であつたが、後には政府が買取ることとした。

上の通商獨占法はイランの對外貿易全體の均衡を圖る目的のものである

が、其の後チエツコ・スロヴァキア及日本の如く、イランへの輸入許りでイランからの輸出の僅少な國との所謂國別的貿易均衡を企圖し、昭和11年3月1日に爲替管理法を制定した。即ち同法は外貨證券の購買、賣却、讓渡其他一切の取行並に其の輸出を政府の管理の下に置き、汎く爲替勘定の平衡を圖ることは勿論、更に一々の外國との關係に於ても、當該國よりする輸入の爲の爲替は、其の額がイラン國商品の輸出の結果として其の國から取得する爲替の額を超過することになつた場合、之が賣渡を拒否し得る旨を定め、尙此の爲替管理法實施の後約半歳、輸入貨物に付て更に原産地證明を要求することとした。

上の結果此の國別的均衡の主義は愈々強化されることになり、結局可なり強い程度に於て1對1の貿易主義が採用せられたのである。

扱て本邦對イラン貿易額は下の通りである。

年 度	(單位 千圓)		
	輸 出	輸 入	出 超
昭和11年	4,665	1,530	3,085
昭和12年	2,630	1,589	1,041
昭和13年	4,632	369	4,263
昭和14年	19,324	6,587	12,737

此の國は周知の様に従前から、英ソ兩國勢力均衡の上に獨立を維持してゐた國であり、殊にソ聯との間には緊密な協定を締結して兩國間の貿易が最も盛んであつた。昭和13年より14年に亘る期間に、一時兩國相反したことがあつて、當時相當日本品の進出を見たこともあつたが、大體に於て、ソ聯に制せられつゝあつた。

尙、日本歐阿近東輸入組合では、當國産棉子及トラガカントゴムの輸入統制を實施してゐるが、當國産トラガカントゴムは品質優良で、本邦に於ける需要を殆んど一手で満してゐた。

4 パレスティン

當國は第1次歐洲戦後、英國の委任統治地域として現在に至つてゐるがアラビア人とユダヤ人との抗争で餘りにも有名である。

然し貿易上から見ると、地中海貿易の中心は埃及のアレキサンドリアとシリアのベイルートに奪はれ、僅にトランスジオルダン及アラビア方面に對する必需品供給路として活躍してゐるに止まる。

本邦對パレスティン貿易額は次の如くである。

(單位 千圓)

年 次	輸 出	輸 入	出 超
昭和12年	5,745	578	5,167
昭和13年	3,087	563	2,524
昭和14年	3,514	1,303	2,211

當地も第2次歐戰後の昭和14年12月11日附を以て輸入許可制を實施した其の要點は次の通りである。

- (イ) 商品の輸入に對しては積出前に關稅局より輸入許可書を得ることを要す但し12月11日前に積出されたるものには適用なし
- (ロ) 上許可書は客年9月1日より本年8月31日に至る輸入業者の1年間の實績を參酌して下附せらるべし
- (ハ) 輸入業者は一定期間に許容せらるべき輸入高を通知せらるべく上に依り積出前に許可を與へらるべし

5 アラビア

周知の通り大體が砂漠地帯で、サウディアラビア、オーマン、コウウエイト、ヘド라마ウト、イエーメン等の酋長國が分散してゐる。

主要港として、ジダ、ヤムボ、モカ、ホデイダ、マスカット、コウウエイト等であるが、人口が稀薄である爲貿易も大なるを望み得ない。

我國との貿易統計は左の通りである。

年 次	(單位 千圓)		
	輸 出	輸 入	出 超
昭和12年	4,827	546	4,281
昭和13年	4,679	165	4,814
昭和14年	3,748	9	3,739

上の統計に現れてゐる數字以外に、當地域四周の地方より流れ入るものが相當額に上るべきことは云ふ迄もない。

此の地方で特に記憶に残るのはイエーメン王國である。昭和13年5月頃イエーメン王國は進んで日本帝國との親善提携を欲し、皇帝は第3皇子を派遣し帝國と修好條約並に通商條約を締結せんとせられた。然し時機未だ至らず、皇子來訪の目的は完成しなかつたが、王子に扈從して來朝した同國宗教大臣アル・キブシイ閣下は爾後1年10ヶ月に亘つて我國に滞在し、朝野有力者に呼びかけて只管兩國の親善融和に努力せられた。

此の間日本イエーメン協會の設立を見たのであるが、通商關係に付ては當局の斡旋に依り、本會としても出来る丈成績を擧げる様に援助した。物産は岩鹽が第1で、政府の直營事業の麥、棉花、果實、コーヒー、牧畜業

の馬、羊毛、皮革等があり、地下資源には侮るべからざるものがあるさうだが、未だ調査も開発も行はれてゐない由である。

6 ア デ ン

英領及英保護領を包含してゐるが、當地方自體の消費の爲の輸入は殆んど皆無で、アラビア、紅海沿岸及アフリカ大陸方面への仲繼港として有名な存在で、我國よりの輸出も左記の通り相當額に上つてゐる。

(單位 千圓)

年 次	輸 出	輸 入	出 超
昭和12年	14,177	1,357	12,820
昭和13年	8,534	547	7,987
昭和14年	10,002	2,292	7,710

7 其 の 他

西亞諸國としては上記の他餘に、サイプラス島やバーレン諸島等があるが、餘り重要でもないので略することとする。

バルカン諸國

今次大戦前にバルカン諸國とは、ルーマニア、ブルガリア、ユーゴスラヴィア、アルバニア、ギリシヤ、トルコの6ヶ國を總稱したのであるが現在は形勢尙混沌として逆諸し難いが、大體ルーマニア、ブルガリア、クロアチア、モンテネグロ、ハンガリア、アルバニア、トルコの7ヶ國となつてゐる模様である。

然し本文は過去の記録であるから、便宜上今次大戦前の國別に依ることとした。

尙貿易額の數字的統計等に付ては、本會にて近く編纂發行する「對歐阿西亞貿易狀勢」に詳記することとしたから、同書を御参照願ふこととする

1 ト ル コ

第1次歐洲大戦後、連年の輸入超過、對外支拂ひの増加に苦しんだトルコは、其の解決策として各國に先んじて爲替管理及輸入制限を實施するに至つた。即ち昭和4年にトルコは和蘭、レトニヤに對して清算協定を、愛蘭に對しては求償協定を締結し、昭和5年には獨逸、米國、英國、洪利に對し、夫々清算協定又は求償協定を締結し輸出入の均衡を圖つた。

扱て日本に對して、は昭和9年に比率1對1、有効期間1ヶ年、滿期4ヶ月前の一方的破棄通牒を以て其の效力を失ふと云ふ求償制度を、トルコ政

府の一方的宣言形式を以て、實施したので、日本側も已むを得ず之の申出に基く日土貿易暫定協定を締結し、茲に初めて日土間に求償制度に基づく貿易が行はるゝこととなつたのである。

申す迄も無く、本協定締結以前の日土貿易は、日本よりの對土輸出額がトルコよりの對日輸出額を斷然引離して、非常なる片貿易であつたが、本協定締結實施と同時に、同年度對土日本輸出額は前年度の半額に減少して仕舞つた。

次いで右の暫定協定を日土兩政府間に於て檢討の上新協定が締結せられることとなり、昭和12年10月27日調印、同11月6日より實施せられた。

上の新協定では求償比率がトルコ100に對し日本95となつた。(本協定の詳細に付ては本會の昭和14年2月發行の日本國、トルコ國間貿易協定並に日本國トルコ國間貿易協定の實施に關する取極参照のこと)

而して、右協定はトルコ側よりの破棄通告に依り昭和15年11月6日を以て失效となり、爾來兩國間に於て新協定締結の爲種々協議せられてゐたが戰亂の擴大に依り自然延び延びになつてゐる。

尙、右協定の運用方法は、イラクの場合と殆んど同様である。因にイラクではイラク國産品の本邦への輸出に依り獲得するイラクへの本邦品の輸入権をジャワズと稱し、トルコではタカスと稱する。

求償貿易制度となつてからの悩みは、本邦へ輸入すべきトルコ産の適品が少いと云ふことであつた。種々努力の結果、棉花、モヘヤ、羊毛、オリブ油、塩、アンチモニー、水銀等が輸入せられた。

對トルコ貿易に付て忘れられないのは、本邦輸出品代金凍結問題である原則としてトルコに於ける輸入許可は同時に代金送金の爲替許可も包含せられてゐるのであるが、タカス額に對する疑議問題の發生とトルコの財政状態とが絡みあつて、終に相當多額の凍結代金を生ずるに至つた。

本會に於ても随分内外の當局を煩はし、之が解決に努力し或程度奏效したのであるが未だ完結とは申し難い。本問題に付き特に注意を喚起せらるゝことは、右凍結代金の大部分が、不用意の輸出であること、即ち從來の積弊である賣らんかな主義に依る輸出で、荷受人がタカスを所有せるや否やを確かめてゐないのは勿論、信用狀も無いものが多いことである。

2 ル - マ ニ ア

昭和13年末に日羅通商協定が成立して、日本はルーマニアの石油を買ひ之に對し日本は求償的に日本品をルーマニアに輸出することとなつた。大體石油100に對し輸出日本品35の割合であつた。

石油の輸入に付ては、日本歐阿近東輸入組合で統制することとし、日本品の輸出に付ては、第1回分は應急の措置として某社に一任することとし、第2回分は本會に於て入札を行ひ擔當業者を決定した。

次いで昭和15年の始、之の日羅求償貿易取極が改訂せられ、更に日本品の輸出が可能となつたので本會にルーマニア向輸出實績者を以てルーマニア輸出部を設置し、同部の委員會に於て代行輸出の方法を採用することとした。

然し實際問題としては、最初の取極めに依る石油の輸入は豫定通り實行せられたが、日本品の輸出の方はルーマニアに於ける輸入許可や代金決済の遅延に災ひされ、終には代金未回収の危険さへ生じて來た。結局擔當業者の努力と當局の斡旋の結果、既積出品の代金は全部回収したが、一部分の未積出品を残して打切ることとなつた。

前述の昭和15年初めの取極改訂は、此の輸入許可や、爲替許可に對するルーマニア側の諒解を中心として改善せられたものではあるが、其の内に戦亂の擴大は、此の改訂に依る輸出入の實行は勿論のこと、前年度の輸出約定のものでさへ前記の様に未積出品を生じたのであつた。

3 キリシア、ユーゴスラヴィア、ブルガリヤ、アルバニア

之等の諸國への本邦よりの直接の輸出額は大したものではなかつた。

アレキサンドリア等地中海沿岸諸港或は獨逸、佛蘭西方面を經由して進出してゐた模様である。

ギリシアに付ては、昭和13年の中頃、在トルコ帝國大使館の斡旋にて、日希求償貿易協定締結の議が進められたが、結局其の儘になつて仕舞つた當時傳へられた求償取引の目的たり得るギリシア商品は、エメリー、煙草、ボーキサイド、鉛、塩、オリーブ油、乾葡萄等であつた。

ユーゴスラヴィアに付て思ひ出されるのは、同國が對日片貿易（昭和10年度本邦よりの輸出250萬圓、本邦への輸入19,000圓）更正の目的を以て昭和11年4月1日より本邦品の輸入に付き爲替制限を實施し、爾後本邦品の輸入には同國の國立銀行の許可を要することとしたことである。

例に依つて何か同國産品を買付け様ではないかといふことになつたが、同國にはボーキサイドとタンニン材料が少々ある位で、尙同國産ホツブが獨逸經由で輸入されてゐるのを直接輸入してはと云ふ話が出た程度で結局その儘になつて仕舞つた。

其の他バルカン諸國に對しても、在トルコ帝國大使館、在伊太利帝國大使館、或は在スイス帝國公使館方面から通商發展の努力が盡されたが、涉

々しき進展を見ざる間に、今回の戦亂となつたのである。

歐羅巴洲諸國

歐羅巴洲諸國もバルカン諸國同様に、如何様に地圖が塗り替へられるか判然としない。本稿は申す迄も無く總て今次戦亂以前の記録であるから、舊秩序の國別に依り記録することを豫め御承知願ひ度い。

對歐羅巴洲諸國貿易を顧るとき、直ちに念頭に浮ぶことは次の點である

1 阿弗利加、西亞方面と異り、本邦が入超となつてゐる國が相當あること、此の方面よりの輸入品は主として重工業産品であることである。即ち所謂舊來の歐米依存の實際を如實に見る心持がすること。

2 上の様に入超國が多いこと、本邦が巨額の出超となつてゐる英國や佛國の如きは經濟豊かな國である爲に、他の諸地方で大流行であつた求償貿易の要求等の問題は勿論、難しい貿易協上の諸問題が頻發しなかつたこと（勿論例外はあるが）。

3 但し歐羅巴洲諸國中には、其の植民地、屬領、委任統治地や、更には其の勢力圏國と本邦との貿易關係に於て、本國として或は黒幕として度々交渉相手になつて登場して來たので、此の意味に於ては色々忘れられぬ事項があること。

4 大東亞共榮圏の確立と、我國産業組織の改變と、歐洲樞軸陣營の強化との結果、將來の對歐羅巴洲貿易は非常に變改せらるべきこと。

尙貿易額の數字的統計等に付ては、本會にて近く編纂發行する「對歐阿西亞貿易狀勢」に詳記することとしたから同書を御参照願ふこととする。

1 西 班 牙

此の國は周知の通り永く國內擾亂を續け、其の間我が國と貿易が中絶したことは申す迄も無いが、尙我が國に取つて困つたことには此の國內紛争の爲め、西班牙本國及び其の屬領向輸出貨物代金が未決済のまま長く放置せられたことである。

本會に於ては此の未決済分の詳細なる調査を行ひ、昭和15年初夏の頃、本邦を訪問したる西班牙國經濟使節團を通じ西班牙政府に對し至急解決方を要請したる處、先方政府に於ても、充分事情を諒解し之が解決に努力すべしとのことで、其の結果に付き多大の期待を持つたのであるが、其の内に今次戦亂となり、一時交渉中止の現状である。

上の様な次第で最近年度本邦よりの輸出は殆んど皆無であるが輸入の方は鐵及金屬、食塩、コルク、樹皮等を年額合計 2,300萬圓位輸入してゐた。

2 葡 萄 牙

此の國との直接の貿易關係は大したものではなかつた。然し葡領東アフリカの項に述べた様に、此の植民地との關係に於て種々密接な交渉を有したのである。殊に葡領東アフリカ向貨物に付ては、之を一旦リスボンに陸揚して葡萄牙船で持つて行けば、殆んど無税に等しき取扱ひを受けた爲、本邦品中にはワザワザリスボン迂回を試みたものもあつた。

3 白 耳 義

我が國は入超である。昭和14年度には850萬圓の入超を示してゐる。罐詰食料品、綿布其の他雜貨類を輸出し、鑛及金屬、染料等を主として輸入してゐたのである。勿論我が國からの輸出の中には、本國で消費せらるゝものゝ他白領コンゴ向や西アフリカ向の貨物が仲繼地として多額に包含せられてゐたことは申す迄もない。

4 伊 太 利

對伊太利貿易に付ては、昭和13年7月に調印せられ9月より實施を見たる日滿對伊(殖民地及屬地を除く)1對1のバーターを主旨とする日伊通商協定の定むる處に従ひ、日本伊太利輸出組合、日本伊太利輸入組合及日本伊太利輸出入組合聯合會が設立せられ、其の衝に當つてゐるので、茲には詳説を省くこととするが、年額6・700萬圓の輸出及輸入があり、日本からの輸出は繭、茶等が大口で、輸入は藥品や機械類を主としてゐる。

5 獨 逸

獨逸が早くより計畫貿易を實施してゐることは周知の通りで、茲に改めて記す迄もない。從而、我國の對獨逸貿易が獨逸の計畫貿易に對應して、處置せられつゝあることも當然の成行であり、日獨間に貿易協定が締結せられ、之に依り總てが運行せられつゝあることも周知の通りである。

數年來の輻輳陣營強化に從而、日獨貿易が愈々盛大を加へ來つたことは當然であるが、最近獨逸の勢力圏内に包含せられた地域との貿易の將來に付ても、研究準備を爲すことが必要であらう。

尙本邦と獨逸との貿易尻は勿論我國の莫大な入超であり、主として食料品、雜貨を輸出して機械其の他工業製品を輸入してゐるのである。

6 佛 蘭 西

貿易統計を見ると次の様である。(單位 千圓)

	昭和14年	昭和13年	昭和12年
輸 出	25.934	36.814	47.208

輸 入	14.264	13.506	27.885
出 超	11.670	23.308	19.323

輸出は生糸が大宗を占め、絹布や罐詰類も相當額に上つてゐる。輸入は鑛及金屬、硫酸加里、塩化加里等の工業品を主としてゐる。

7 和 蘭、丁 抹、波 蘭 及 丹 チ ツ ヒ、チ エ ツ コ ス ロ ヴ ア キ ア、愛 蘭 自 由 國

右の諸國との貿易額は大したものではないが、殆んど同じ様に罐詰類の食料品や日用必需品を輸出して、金屬類や機械藥品等の工業生産品を輸入してゐる。

8 埃 地 利、瑞 西

輸出入の商品は(7)の諸國と殆んど同様であるが、此の兩國とも我國は非常なる入超である點を特異とする。數字的詳細に付ては、他の諸國同様「歐阿西亞諸國貿易狀勢」を参照せられ度い。

9 英 國

他の歐羅巴洲諸國と殆んど同様の商品の貿易が行はれたのであるが(即ち輸出は罐詰等の食料品、生糸、絹布其の他の日用品を主とし、輸入は機械類、鑛及金屬、藥品等々)さすがに其の金額は下記の通り大きい。

(單位 千圓)

	昭和14年	昭和13年	昭和12年
輸 出	132.085	134.988	168.297
輸 入	24.426	63.157	105.772
出 超	107.659	71.831	62.525

斯のランカンパ綿業抑倒に努力した我國綿業界の苦闘力戦の歴史や、英國の貿易に依る世界侵略の話、等々、數限り無い意ひ出もあるが、夫は本稿の目的とする處でもないので割愛することとする。

10 芬 蘭

昭和13年に我國は一時外國からのパルプ輸入禁止を行ふこととなつた。すると芬蘭は之れが對抗措置として日芬間通商條約を改訂し、或種本邦品の輸入に對し協定稅率を賦課せず最高稅率を課し、尙本邦品に對する支拂は清算方法に依るべきことを提議して來た。我國としては斯る措置は本邦品に對する差別待遇なることを指摘し、本邦のパルプ輸入禁止は單に芬蘭品にのみ適用せらるゝものに非ざること、並に右禁止は一時的にして近く解除せらるべく、將來芬蘭産パルプの輸入に付ては特に好意的考慮を拂ふべし等々、從而芬蘭側の提案には同意し難き旨を回答し、種々交渉したが

結局翌14年に至り

「日本に輸入する人絹パルプの2割は芬蘭より買入ること、本邦綿布は組合のライセンス付のもののみ輸入許可をすること、昭和13年度芬蘭への本邦綿布輸入量以下に自制すること」

を申出でて来た。

我國に於ては官民協議の結果

昭和13年度の先方輸入統計に依る本邦綿布の輸入額 C・I・F 347萬圓の範囲内に於て自制すること、芬蘭向本邦積出綿糸布に対しては組合のライセンスを發給すること、先方は右ライセンス付のもののみ輸入を許可すること

と定めたのであつたが、歐亂の結果其の儘となつてゐる。

参考迄に昭和13年度に於ける我國のパルプ輸入先國名を記して置く。

(單位 萬圓)

北 米 合 衆 國	1,500
瑞 典	600
諾 威	500
加 奈 陀	500
芬 蘭	300

尙、昭和16年5月末に、芬蘭國籍船トルナートル號が同國産品を積載して戦亂の波荒れ狂ふ海洋を直航して來朝したが、本邦に於ては其の壯途に對し朝野の歓迎を受け、本邦産品を歸り荷として持ち戻つたことがあつた

11 瑞 典、 諾 威

兩國とも我國の入超となつてゐる。

瑞典は輸出は年額1,000萬圓程度で、輸入は昭和12年5,000萬圓、13年2,400萬圓、14年2,600萬圓を示してゐる。

諾威は輸出は昭和12年900萬圓、13年、14年、450萬圓、輸入は昭和12年2,400萬圓、13年1,600萬圓、14年2,200萬圓を示してゐる。

兩國とも輸出品は綿織物其他日用品で、輸入品は鐵及金屬、機械類、パルプ等を主としてゐる。

12 ソヴィエト 聯 邦

殆んど貿易らしいものはなかつたと云つてよい。昨年通商協定締結の話があつたが、其の後どうなつたか。

13 其 の 他

(1) 歐羅巴洲諸國殊に白耳義、和蘭、北歐諸國等向貨物が歐亂の勃發に従ひ、船會社の都合其の他に依り、勝手な港で陸揚せられたり、たとへ目的地へ着荷しても、代金が未決済になつたり、極端なのは荷受主の所在が不明になつて仕舞つて、代金の決済は云ふ迄もなく荷物其のものがどうなつてゐるか不明なるものを生じた。

本會に於ては各地の商會議所に於て設置せられた歐洲戰禍貨物處理委員會と協力し、之れが善後處置に努力したことも憶ひ出の一つである。

(2) 亞歐連絡運輸問題

歐亂の勃發と共に、海上運輸が不可能となつたので、獨逸初め北歐諸國向貨物はシベリア鐵道を利用することとなつたが、本邦側に於ける應急の積出諸設備の問題はどうか處置しても、シベリア鐵道利用に付ては後から後から色々の問題が出て來て、圓滑なる運用は容易のことではなかつた。

然し本問題は今後共、大いに研究し活用する必要があることは勿論である。

(3) 尙、これは歐羅巴洲諸國のみに關する事項ではないが、豫約英磅及英磅以外の輸出爲替殘の處置や、海外凍結債權の處理等に付き、本會として種々盡力したが、此の事に付ては本會の事業報告書に詳記して置いたから茲には之を省略する。

製本控

937 號 47 年 月 日

西亞歐亞主要諸國
貿易狀況勢 昭和17年2月

備考

「西亞歐阿主要諸國貿易狀況勢」

昭和十七年四月十五日印刷
昭和十七年四月廿五日發行

【非賣品】

大阪市東區今橋二丁目二二

編輯人 大 鳥 居 彦 司

大阪市西區土佐堀通一丁目

印刷人 永 井 太 三 郎

大阪市西區土佐堀通一丁目

印刷所 永井日英堂印刷所

大阪市東區今橋二丁目二二

發行所 日本歐阿近東輸出入組合聯合會

937
47

R678.05-N773ㄅ



1200500767502

R678.05
N773

終